

# 貨幣生成論の問題群\*

泉 正樹

2006年1月24日

## 目次

1	貨幣生成の 内生説 と 外生説	3
1.1	貨幣生成の 内生説 . . . . .	3
1.2	貨幣生成の 外生説 . . . . .	6
1.3	貨幣生成の 内生説 と 外生説 . . . . .	11
2	内生説 批判の視点	16
2.1	等価物の「重複」と主体の認知可能性 . . . . .	16
2.2	多くの商品の等価物が という論理の検討 . . . . .	21
2.3	再び貨幣生成の 内生説 と 外生説 . . . . .	25
3	貨幣生成論と価値の関係主義的把握	27
3.1	二つの価値形態論 初版『資本論』本文と現行版『資本論』 . . . . .	28
3.2	商品-貨幣の同時存在説ないし貨幣先行説 . . . . .	33
3.3	貨幣生成論と価値の関係主義的把握 . . . . .	39

## 貨幣生成論の問題群

前章では、商品価値の内在様式についての考察を行なった。価値概念の広義化論を念頭に置きつつ、資本主義的な労働生産物商品に限定されない価値概念とは如何なるものかという問題を考えたのであった。その過程で、そもそも価値とは関係概念であり、商品に内在する価値なるものは存在しないという、内在的価値否定説の着想にも若干触れた。商品には価値が内在すると考えたマルクスにおいても、商品価値を把握することは困難であるという点が、以下のように率直に表明されている。

商品の価値対象性は、どうにもつかまえようのわからないしろものだということによっ

---

\* 2006年1月27日原論ゼミ報告。

て、マダム・ウィックリとは違っている。商品体の感覚的に粗雑な対象性とは正反対に、商品の価値対象性には一分子も自然素材ははいっていない。それゆえ、ある一つの商品をどんなにいじりまわしてみても、価値物としては相変わらずつかまえようがないのである。とはいえ、諸商品は、ただそれらが人間労働という同じ社会的な単位の諸表現であるかぎりでのみ価値対象性をもっているのだということ、したがって商品の価値対象性は純粋に社会的であるということをおぼえておけば、価値対象性は商品と商品との社会的な関係のうちにはしか現われえないということもまたおのずから明らかである（Marx[44]S.62., 訳(1)93頁）。

ここでは「商品の価値対象性」と「商品体の感覚的に粗雑な対象性」とが対になされており、前者を商品の価値に、そして後者を商品の使用価値に対応させることができるであろうが、後者が、一商品それ自体として単独で把握可能であるのに対して、前者は、一商品それ自体として単独で把握することはできないということがまず述べられている。しかしそうはいうものの、とマルクスは言葉を続け、『資本論』第1章第1節・第2節の議論の想起を促した上で、「価値対象性は商品と商品との社会的な関係のうちにはしか現われえない」と述べる。

商品価値の内在性の根拠を、労働価値説に求めるかどうかという点はひとまず措くにしても、ここでマルクスがいわんとしているのは、商品に価値が内在するというその内在性は、「商品と商品との社会的な関係のうちにはしか現われえない」という点にあるといえるだろう。その意味で、諸商品が取り結ぶ社会的関係は、商品価値の内在性を確認する唯一の術として捉えられていると考えることができる。

しかしこれは逆に解せば、諸商品が取り結ぶとされる社会的関係が、商品価値の内在性を惹起すると考えることもできるのであり、そのように見るならば、商品には価値なるものは内在しないという、内在的価値否定説へと繋げられることにもなるであろう。

ではマルクスは、商品に価値が内在し、その内在性が「商品と商品との社会的な関係のうちにはしか現われえない」と考えることで何を論じようとしたのだろうか。それは、よく引用される価値形態論の以下の一節のなかに表現されているといえるだろう。

諸商品は、それらの使用価値の雑多な現物形態とは著しい対照をなしている一つの共通な価値形態　貨幣形態をもっているということだけは、だれでも、ほかのことはなにも知っていなくても、よく知っていることである。しかし、いまここでなされなければならないことは、ブルジョア経済学によってただ試みられたことさえないこと、すなわち、この貨幣形態の生成を示すことであり、したがって、諸商品の価値関係に含まれている価値表現の発展をその最も単純な最も目だたない姿から光まばゆい貨幣形態に至るまで追跡することである。これによって同時に貨幣の謎も消え去るのである（Marx[44]S.62., 訳(1)93-4頁）。

先の引用部分の言葉も用いるならば、ここではマルクスは、商品は「商品体の感覚的に粗雑な対象性」、つまり使用価値とは別に、「一つの共通な価値形態　貨幣形態」を持っているのだと述べている。ここでいわれている「貨幣形態」とは、「だれでも、ほかのことはなにも知っていなくても、よく知っていることである」ということから推して、商品には価格が付されている　という

ことであると考えてよいだろう。そして、「ここでなされなければならないこと」は、「この貨幣形態の生成を示すこと」なのだとされている。「貨幣形態」が、商品には価格が付されていることを意味するとすれば、その生成を示すとは、どのようにして商品には価格が付されるようになるのかという問題として捉えられることになるだろう。

マルクスによれば、この問題を扱うことによって、「同時に貨幣の謎も消え去る」のだとされている。その意味するところをこの部分から推察することは必ずしもできないが、しかし交換過程論における、貨幣理解の困難という論点で述べられている言説からは、マルクスが考える「貨幣の謎」を窺い知ることができるように思われる。

すでに17世紀の最後の数十年間に貨幣分析の端緒はかなり進んでいて、貨幣は商品だということが知られていたとしても、それはやはり端緒でしかなかった。困難は、貨幣が商品だということを理解することにあるのではなく、どのようにして、なぜ、なにによって、商品は貨幣であるのかを理解することにあるのである（Marx[44]S.107., 訳(1)168頁）。

ここでは、困難は「貨幣は商品だ」ということを理解する点にあるのではなく、「商品は貨幣である」ことを理解する点が困難なのだとされている。このことを「貨幣の謎」に引き付けて考えてみれば、「商品は貨幣である」ということが理解できるならば、「貨幣の謎」も解き明かされることになるといえそうである。詳しくは本文で見えていくことになるが、この問題に対してマルクスは、学説史的には大きく商品貨幣説として分類される議論をもって臨み、一つの到達点を提示したのであった。

しかし商品貨幣説は、その論理的妥当性をめぐって批判的検討が行なわれるに至っている。本章ではこのことを念頭に置きながら、それら批判的諸検討が、交換に先立って商品価値への言及を行なうことに対する異議から発している点を見ていくことになる。

## 1 貨幣生成の 内生説 と 外生説

本節では、貨幣の生成に関する対極的と見うる二つの見解をまず概観し、両者の視点の相違をまず確認しておくことにしたい。

### 1.1 貨幣生成の 内生説

貨幣の生成に関して、一つの有力な見解を示してきたのは、商品貨幣説としてまとめられる議論であった。もちろん各論者、たとえばメンガー（Carl Menger）やマルクスといったように、その論じ方にも様々な相違が認められるのであって、標準的な商品貨幣説を特定することは必ずしもできることではない。ただ、本章で後に見ていく岡部・山口論争との関係という観点からすれば、メンガーの商品貨幣説は省みておく必要がある。

メンガーの商品貨幣説は、1871年に刊行された『経済学原理』に存在する。その基調は、息子のメンガー（Karl Menger）が遺稿を整理し、1923年に刊行された第2版『経済学原理』と同一の

ものと見ることができるが、第2版『経済学原理』の貨幣生成論は、第1版をさらに詳論したものと捉えることもできるため、ここでは、第2版の議論を対象にして、メンガーの商品貨幣説を概観していくことにしたい。

まずメンガーは、「自己充足的な自然経済」においては交換が起こりえないことを確認した上で、「物々交換」を考察し、そこにはいくつかの「障害」が生じるのだとする。それは煎じ詰めれば要するに、欲望の二重の一致の困難と概括することができる<sup>1)</sup>。

メンガーによれば、こうした物々交換経済が撞着する困難は、「循環交換 (Zirkulartausch)」<sup>2)</sup>によって一部分は克服可能であると考えられているが、それはあくまでも一部分に留まるとされ、「循環交換」によっては物々交換において生じる障害の全てを取り除くことはできないとされる。なぜなら、「循環交換」を繰り返していけば、やがては自分の欲する商品を獲得することが論理的には可能ではあるが、そのためには莫大な費用が必要になるとメンガーは考えるからである<sup>3)</sup>。

そうであるとすれば、物々交換の困難は、各経済主体が欲する商品が、複数回の「循環交換」によってではなく、1回の「循環交換」で獲得されるようになる場合に克服されたいえることになるだろう。メンガーは次のように述べる。

この障害は、もしすでに事物そのものの本性の中にそのような障害を除去する補助手段の萌芽が、すなわち諸財の市場性の差異（販売可能性および通用性のよさ）がなかったとしたならば、大部分はまさしく克服不可能な障害であったことであろう（Menger[33]S.247., 訳387頁）。

ここでメンガーは、物々交換の困難が解消される契機を、交換されやすい商品 と 交換されにくい商品 とが存在するという点に求めており、そうした判別は、観察を通して行なわれるのだ

<sup>1)</sup> Menger[33]S.241-7., 訳380-7頁を参照。

メンガーは物々交換における障害として、一般的に以下のものが挙げられるとする。(1)A財と引き換えにB財を欲している経済主体Aが、B財と引き換えにA財を欲している経済主体Bと遭遇することの稀さ（欲望の二重の一致の質的な困難とでもいえよう）、(2)x単位のA財と引き換えにy単位のB財を欲する経済主体Aと、y単位のB財と引き換えにx単位のA財を欲する経済主体Bが遭遇することの稀さ（欲望の二重の一致の量的な困難とでもいえよう）、(3)諸財の交換比率の恣意性。

メンガーは、上記の3つの障害を挙げてはいるが、(3)については、「当事者双方の経済的利得の点からいって厳格な境界線が引かれているのであって、経済的な（当事者双方に有利となる）交換がそもそも成立するためには、価格形成はその範囲内でおこななければならないのである」（Menger[33]S.245., 訳385頁）として、問題にはならないと考える。メンガーによれば、物々交換の真の問題点は、「分業の発展につれて、また市場に出される財の種類を増大につれて」（Menger[33]S.246-7., 訳385頁）、(1)と(2)の障害が累積する点にあるとされている。

<sup>2)</sup> 「循環交換においては、AはBの商品を、BはCの商品を、CはAの商品を獲得する。この取引は、例えばAがまずその商品を、自分が必要としないCの商品と交換し、これを次には、自分が必要としているBの商品にとりかえるというようにして遂行される。循環交換の目的を達成するために、四回もしくはそれ以上の媒介的な交換取引が必要である場合には、その循環交換は、具体的な事態を考慮すると、それに対応していっそう複雑になり、同時に当事者の連鎖を見つけ出し、交換取引を実行することもそれだけより厄介、かつ費用がよりかかることになる」（Menger[33]S.246., 訳387頁）。

<sup>3)</sup> Menger[33]S.246-7., 訳386-7頁を参照。

という。

すなわちある種の財を市場にもたらず者は、他の種の財を市場にもって行く者よりも、自分の特別の需求する財をそれと交換に入手するという目的を達成する見込みが通例高いのではないか、あるいはそのために払わなければならない労苦と経済的な犠牲が少なくてすむのではないか、という観察である（Menger[33]S.247., 訳 388 頁）。

このような観察を行なう各経済主体は、たとえ 交換されやすい商品 を直接には必要としていない場合でも、自己の商品を、「ともかく自商品よりも市場性のかなり高い商品と交換」（Menger[33]S.248., 訳 389 頁）しておくようになるだろうとメンガーは推測し、そのことによってもたらされる効果について、次のように論じている。

彼は媒介的な交換という回り道をして、市場性のあまりない自商品を市場性により富んだ商品と交換することによって、直接的な交換による獲得に自己を限定するよりも確実に、しかもより経済的に自己の最終目的を達成する見込みを得る（Menger[33]S.248., 訳 389 頁）。

ここでメンガーは、「市場性」の高い商品を獲得する交換を「媒介的な交換」と呼んでいる。これは、先に見た「循環交換」と異なった交換であるというよりも、「市場性により富んだ」商品を獲得することによって、「循環交換」の回数の縮減が企図されているといえるが、ともかくこのような議論の枠組みを設定した上でメンガーは、「市場性」の高い商品の特性を挙げていき<sup>4)</sup>、そこに「模倣」や「習慣」の作用を加味することによって、次のように述べる。

われわれは通例いたる所で、場所的および時間的諸関係に応じて市場性の最も豊かな諸財が、実用目的へその一部分が利用されるだけでなく、他の一部分が一般通用交換手段の機能を引き受けるのをみるのである（Menger[33]S.251., 訳 393 頁）。

つまり、最も 交換されやすい商品 が、「実用目的」を念頭において交換されるだけでなく、「一般通用交換手段」として機能するようになるとされ<sup>5)</sup>、全き意味での「流通手段」ではないにしても、その原型となる「交換媒体 (Tauschmedium)」が導出されることになる。

こうしたメンガーの商品貨幣説は、スミスの以下の言説が、経済人の行動論として具体的に展開されたものとして見ることができる。スミスは、物々交換において生じる欲望の二重の一致の困難

<sup>4)</sup> この特性は具体的には Menger[33]S.249-50., 訳 390-1 頁で 5 つ挙げられているが、その軸は希少性に据えられており、それを基礎にして、その商品を所持していることによってもたらされる「名声や権力」(Menger[33]S.249., 訳 390 頁)、「贈与や貢納」(Menger[33]S.250., 訳 391 頁)に用いられること、輸出入の対象になることが論じられ、それゆえ「市場性に富む」(Menger[33]S.249., 訳 390 頁)と考えられていると解することができる。

<sup>5)</sup> ただしメンガーにあっては、この段階の「市場性の最も豊かな諸財」は、いまだ「流通手段 (Zirkulationsmittel)」として捉えられているわけではないという点は注意しておきたい。  
「もしもそれらが交換を媒介するという目的のために一時的に用いられるだけで、受領者たちは、それを消費したり、みずから使うことが慣習的であるとすれば、それはまだ流通手段ではない。受領者たちによっても通例交換を媒介する目的に再使用され、したがって、市場にいつまでも滞留し循環することによってはじめて、それは流通手段になるのである」(Menger[33]S.243., 訳 382 頁)。

を「不便 (inconveniency)」であるとして、次のように論じていた。

このような状況の不便を回避するために、分業が最初に確立されて以後、社会のすべての時期のすべての慎慮ある人は、自然につぎのようなしかたで彼の問題を処理しようとしてつとめたにちがいない。それは、人びとが自分たちの勤労の生産物との交換を拒否することはほとんどないだろうと彼が想像する、何かある商品の一定量を、彼自身の勤労の特定の生産物のほかに、いつも手もとにおいておくということである (Smith[32]pp.37-8., 訳 (1)52 頁)。

ここでは、物々交換の不便を解決するために、各経済主体が「自然に (naturally)」、ほとんどの人がそれとの交換を拒否しないだろうと思われる商品を、「いつも手もとにおいておく」ようになることがいわれている。言い換えれば、この商品と引換えになれば多くの人が交換に応じてくれるだろう ということたちで他者の心情を慮り、他者の交換行動を自己の行為に組み入れることによって、ある商品が「手もとにおいて」おかれるのだとされている。こうした論理からは、貨幣を交換過程そのものに即して導出しようとする、貨幣生成の 内生説 とでも呼びうる見解が、端的に表明されているといえるだろう。

## 1.2 貨幣生成の 外生説

では、貨幣生成の 外生説 とでも呼びうる論理は存在するだろうか。それはすなわち、貨幣生成の根拠を交換過程そのものには求めない議論ということになるが、クナップの『貨幣国定学説』に、それが見出せる。

『貨幣国定学説』において、貨幣は、その書名に端的に示されるように国家の創造物として捉えられている。それはクナップ自身が見聞した紙幣流通を、一貫した貨幣理論のうちに包含しようとする問題関心に基づくものであったといえるが<sup>6)</sup>、しかしそうであるからといって、クナップが紙幣制度の設立を推奨していたわけではない<sup>7)</sup>。

クナップにおいて紙幣は、「墮落 (Entartung, degeneration)」(Knapp[34]S.2., 訳 2 頁) した貨幣として捉えられているが、しかし、そうした紙幣のうちに、貨幣の本質を探る鍵が存するのだとも位置付けられている。

紙幣は怪しげで、危険ですらある貨幣かもしれないが、最も悪しき貨幣であるとしても、それが悪貨幣であるためには必ず貨幣でなければならないため、理論のうちに包括されるべきである (Knapp[34]S.1., 訳 2 頁)。

ここでクナップは、仮に紙幣が悪貨幣であるとしても、「それが悪貨幣であるためには必ず貨幣

---

6) 「貨幣制度の問題について最初の印象を受けたのは、1861年の夏、当時ただ紙幣のみが流通していたチロルを旅行したときであった」(Knapp[34]S.V., 訳 1 頁 (著者序文))。

7) 「例えば 1866年のオーストリアの政府紙幣において見るがごとく、純然たる紙幣を我々は推挙せんとは夢想だにせざるところである。国家が正貨を維持したいと思い、そのための権力を持ちたいと思うのはもっともなことである。それに私は、正常な状況下において、なぜ我々が金本位制を放棄すべきなのかその理由を知らない」(Knapp[34]S.1., 訳 1 頁)。

でなければならない」という観点を押し出すことによって、紙幣も貨幣の一形態に他ならないとしている。では、クナップが考える貨幣とは何か。

クナップは、種々の貨幣制度を、自らが案出した用語法によって分類し、そのことを通して貨幣とは何かという問題に接近する。このため、必ずしも馴染みやすい議論になっているとは思われないが、しかしクナップ自身の結論は、以下の文言に尽きているといえるだろう。

貨幣は常に表券的支払手段 (chartale Zahlungsmittel, Chartal means of payment) を意味する。全ての表券的支払手段を我々は貨幣と呼ぶ。貨幣の定義はすなわち、表券的支払手段である (Knapp[34]S.31., 訳 48 頁)。

ここでは、貨幣とは表券的支払手段であるということが三回繰り返されており、それだけにクナップの貨幣規定が端的に表明されていると見ることができる。しかし、「表券的支払手段」とは何かという点は確認しておかれるべきであろう。独自の用語を駆使して提示されるこの貨幣規定を厳密に理解するためには、クナップが案出した概念と、その歴史分析に沈潜するほかないとも考えられる。しかしそこでいわんとされていることは、国家による支払手段の指定 という論点を軸にして見通すことができるだろう。

ただしクナップ自身の議論は、ここに、国家による価格単位の制定 という論点が追加されつつ展開されることになるが、「表券的支払手段」そのものの導出は、国家による支払手段の指定という一軸のみで導き出すことができると考えられる。以下では、このことを念頭に置きながら、「表券的支払手段」がどのような論理によって導き出されているのかを概観しておきたい。

まずクナップは、一社会における商品交換は次のように把握する。

一社会圏内、例えば国家において慣習が発達し、そして次第に法制が、全ての財は一定の財の一定量、例えば銀の一定量と交換されるべきことを承認するに至れば、このとき銀は、狭い意味における交換財 (Tauschgut, exchange-commodity) となる。それゆえその交換財は、それが適用される圏内で一般的交換財と呼ばれる (Knapp[34]S.3., 訳 4 頁)。

ここでは、ある一商品を媒介にした交換が、法制によって承認されることによって、その「交換財」は「一般的交換財」になるとされている<sup>8)</sup>。法制によって承認される「慣習 (Sitte, custom)」の中身をどのように把握するか、という問題は残されるものの、「一般的交換財」成立の契機が、国家による承認に求められている点をもって、クナップの議論を貨幣生成の 外生説 としてひとまず位置付けることはできるだろう。ただし、紙幣をも十全な貨幣範疇として組み入れようとするクナップにおいては、「一般的交換財」は「交換手段」の下位概念として捉えられており、「表券的支払手段」を規定する十分条件とは考えられていないという点は注意したい。

この点についてクナップは次のように述べている。

---

<sup>8)</sup> クナップのいう「狭い意味における交換財」は、法制が適用される圏内における「一般的交換財」に対応するが、その対概念になるであろう 広い意味における交換財 とは要するに、「一般的交換財」以外をも含めた諸商品ということになる。

ある物が商品であるためには、法制によって定められる支払手段としての用途に加えて、それが技術や産業の分野でも利用可能な物でなければならないが、このことは、あらゆる支払手段に当てはまることではない。技術者の目に映る紙幣は一片の紙であり、他の産業的な利用をなしえない物の一例である。それゆえ、それらは交換手段 (Tauschmittel, means of exchange) ではあっても、交換財ではない (Knapp[34]S.3., 訳 5 頁)。

ここでは、「法制によって定められる支払手段」には紙券もありうるという現実が念頭に置かれ、そうした紙券には支払手段以外の用途を見出しえないことがまず指摘される。ここから、「それゆえ、それらは交換手段ではあっても、交換財ではない」とされている。問題は、クナップにおいて「支払手段」と「交換手段」がどのような関係を有するものとして捉えられているのかという点に存すると考えられるが、紙製の「支払手段」が、「支払手段」以外の用途を有していないということから、「交換手段」も、必ずしも実質的な使用価値を具えた商品である必要がないことが指摘されたかたちになっており、少なくともこの部分においては、「支払手段」について当てはまることは「交換手段」についても当てはまると考えられていたと見ることができる。ただしその際に問題になるのは、そうした紙幣に代表される純然たる「交換手段」(「支払手段」)が、どのような回路を経て流通界に登場するのかという点になるだろう。

まずクナップは、商品売買において、支払が直ちに行なわれるわけではないという点に着目して次のように述べる<sup>9)</sup>。

支払が直ちに行なわれないならば、そこにはある額の支払義務、つまり債務が存在する。法の維持者としての国家は、この技術的ではない法律的な現象に対して、明白な態度をとる。国家は裁判所を通じて、債務の訴訟権を与える (Knapp[34]S.9., 訳 14 頁)。

ここでいわれていることは、ひとまず次のように考えてみることができるであろう。国家が「一般的交換財」としてたとえば銀を承認しているとして、a 量の A 商品が売買される場合を考えてみるならば、このとき、売り手である A は、買い手である B に a 量の A 商品を引き渡すだろう。そしてその価格が 10g の銀であるとするならば、B は A に対して 10g の銀を支払わなければならない。しかしながら、この支払が直ちに行なわれない場合には、B は A に対して 10g の銀の支払義務、つまり債務を負う。しかし B が 10g の銀の支払を A に行なわない場合には、国家は、A に法的な権利を与える旨がここでは述べられているといえる。

このとき B の A に対する支払は、この限りにおいては、10g の銀によって行なわれるほかない。しかし、統治機構が介在することによって、二つの支払制度が発生しうるのでクナップは考える<sup>10)</sup>。

<sup>9)</sup> 「理論家は支払が直ちに行なわれると考える傾向がある」(Knapp[34]S.9., 訳 14 頁)。

<sup>10)</sup> 支払手段に関して、クナップはいくつかの分類を行なっているが、大分類としては「秤量的」か「公布的」(ないし「表券的」)かという観点から区別がなされている。つまり、支払の度に支払手段の素材内容が測定されるのが「秤量的」な支払手段であり、そうした測定を行なうことなしに受け取られる支払手段は、「公布的」ないし「表券的」とされている (Knapp[34]S.35., 訳 55 頁, Knapp[34]S.62., 訳 98 頁を参照)。



広範は歴史的事例の記述に加えて、「金属論者」の誤謬を指摘することを念頭に置きながら自説が対置されているため、クナップ自身の論理を辿ることは必ずしも容易ではないが、一つ目の支払制度として、「秤量的」な支払制度をクナップは挙げる<sup>11)</sup>。それは、10gの銀そのものの支払を行なう制度であり、この場合、先例のBは支払に際して10gの銀を秤量し、それをAに支払うことになる。

もう一つの支払制度としてクナップが挙げるのが、「公布的」ないし「表券的」な支払制度であり、この制度のもとにおいて、クナップが貨幣と考えるところの「表券的支払手段」が導出されることになる。ただし、そこには「定形主義 (Morphismus, Morphism)」が前提されるのだという。

我々の法制は、これこれの形態を具えた箇片のみが支払手段として許容される旨を規定する。箇片の特徴は法律によって定められる。……

現在一般に用いられている支払手段は、法律上の意味においてこの形態を有している。それらは「定形的」である (Knapp[34]S.22., 訳 34 頁)。

何が支払手段であるか否かの境界を定めるに際して、この形態および記号が重要になるやいなや、定形主義が成立する (Knapp[34]S.22., 訳 35 頁)。

つまり「定形主義」とは、ある一定の形態を具えた箇片を、国家が支払手段として指定することであるとまとめることができるだろう。クナップによれば、この権能によって国家は、「一般的交換財」とは異なった素材を、支払手段として指定することが可能になるのだと考えられている。

そこで、たとえば国家が、銀 1g と印刷された紙券を支払手段に指定したと考えてみよう。

この場合、先の例におけるBの債務は、たとえ「一般的交換財」である銀そのものが支払手段として指定されており、かつ銀の秤量によって支払が行なわれる制度下で生じたものであったとしても、「定形主義」が導入された後にはその支払は、国家が支払手段として指定した、銀 1g と印刷された紙券の 10 枚で行なわれることになる。ただし、この制度下においても、支払を受ける

---

ただし、支払手段が「秤量的」か「公布的」(ないし「表券的」)かということの区別は、いずれの支払方法を採用するのかという 制度 によってもたらされると考えることができる。このため、クナップが支払手段について行なっている区別は、制度 の区別として捉えることができるだろう。

なお、終局的な支払方法として、クナップは「振替支払」を挙げるが、その際には、「表券的支払手段」の授受、つまり貨幣の授受なくして、帳簿上にて支払が完済されるとされている。

すなわち、振替支払は「いかなる貨幣なくしても可能である。しかし、価値単位を移転する何らかの取り決めなくしては、支払取引は不可能である」(Knapp[34]S.143., 訳 218 頁)。ここでは、振替支払を可能ならしめる制度的要件が整っているならば、債務者の資産勘定を減らし、債権者の資産勘定を増やすという、「価値単位」の帳簿上での移転が可能になることが述べられており、この取引においては 貨幣 は必要ないのだとされている。「表券的支払手段」を貨幣と定義するクナップにおいては、この議論は至当といえるだろう。

<sup>11)</sup> より具体的な名称としては、「金属秤量制 (Autometallismus, Autometallism)」という用語が充てられている。「金属秤量制は、金属をただ素材として認め、その箇片の形態に関してはなんら法律的顧慮を行なわない。この素材の分量は、ただ物理的方法で測定される。金属の場合には秤量によって測定される。このため交換財は、常に秤量されて債権者に渡される」(Knapp[34]S.4., 訳 6 頁)。

A が、10g の銀そのものの支払を要求する場合もありうるだろう。しかしそれが可能であるためには、債権債務関係が発生したときにその旨を明示していなければならないのだとクナップはいう。

もしその債務が実質債務として考えられるべきであるならば、その旨を明示的に要求する約款が必要である。この約款が欠けている場合には、その債務は名目債務である。……だから、債務の実質性は明示的に表示されなければならない、はっきりしない場合には、国家は支払手段債務の名目性を前提する (Knapp[34]S.16-7., 訳 26 頁)。

つまり、A と B の間で、支払は 10g の銀で行なう という取り決めがなされている場合には、B の A に対する支払は「公布的」ないし「表券的」な支払制度の下においても、10g の銀そのもので行なわれなければならない。その一方で、支払は支払手段で行う と取り決められている場合には、B の A に対する債務は、実質的には 10g の銀であったとしても、その返済は、国家が指定した支払手段 (この場合には 銀 1g と印刷された紙券 10 枚) で行なわれるのだとされる<sup>12)</sup>。

このようにしてクナップは、「一般的交換財」そのものとは異なった「支払手段」を導出している<sup>13)</sup>。それは、支払手段を指定するという国家の権能に注目する議論ということができ、「公布的」ないし「表券的」な支払制度とは、国家が有するこの権能が、積極的に活用された支払制度としてひとまず見ることができる。クナップは、この制度における支払手段こそが貨幣、すなわち「表券的支払手段」になるのだと考えたのであった。

<sup>12)</sup> 「国家の立場から見れば、支払手段債務はその時々支払手段によって支払われるべき債務である」(Knapp[34]S.12., 訳 18 頁)。

<sup>13)</sup> クナップ自身の議論においては、ここに 国家による価格単位の制定 という論点が接続され、また歴史的な制度変遷にも言及されながら「表券的支払手段」が導出されるため、本文の例のように単純化されているわけではない。しかしながら、「一般的交換財」以外の素材によって支払が可能になるという論理自体は、国家による支払手段の指定 という論点のみでひとまず導出可能であろうと考えられる。

クナップが提示した 国家による価格単位の制定 という論点で述べられていることは、価格単位が何らかの素材と結び付けられなければならないのか否かという点にある。たとえば、銀 1g = 1 匁 という価格の度量単位が存在しており、新たに 金 1g = 1 分 という価格単位が制定されたとする。ここで問題になるのは、かつての価格単位である 匁 が、新たな価格単位である 分 のどれだけに相当するかということになるだろう。このとき、たとえば 銀 2g = 金 1g という比率を国家が採用するならば、2 匁は 1 分に相当する ということになり、本文で考えた B の債務は、10 匁 から 5 分 と書き換えられることになるだろう。

クナップが問題にしたのはそこからもう一歩進んで、さらに国家は 円 という価格単位を、何ら素材と関係付けることなしに制定しうるのかという点に存する。この問題に対してクナップは、国家がたとえば 1 円は 5 分に相当する という比率を規定する限り可能であると考えた。この規定が与えられるならば、B の A に対する債務は、5 分 から 1 円 と書き換えられることになり、かつ 円 は、以前の価格単位との連続性を保ちつつも、それ自身の規定においては素材から解放された名称になるだろう。「名目論者」たるクナップのいわんとすることは、以上のものであったと考えられる。

「この名称は、技術上の意味によって定義されうるだろうか？たとえば金 1 ポンドの 1/1395 がマルクというように。金属論者 (metalliste, metallist) はそのように定義する。もしくはこの名称は、技術上の意味によって定義することが絶対的に不可能なのだろうか？もしそうであるとならば、他にどのように定義するのか？それを行なうのが名目論者 (nominaliste, nominalist) の仕事である」(Knapp[34]S.7., 訳 11 頁)。

### 1.3 貨幣生成の 内生説 と 外生説

しかしながら、「表券的支払手段」を導き出すクナップの議論には、なお検討されるべき問題が残される。というのも、国家には支払手段を指定する権能が帰属するとクナップはいうのだが、この権能が、誰に対する支払について効力を発揮するものなのかという点はさらに考察される必要があるからである。

この点についてクナップは次のように述べている。

貨幣は、国庫に向けた支払に受け取られるものであるという基準を採用するならば、我々は現実に最も接近することができる。そういうわけで、国家に対しての支払をなしうる全ての支払手段は貨幣制度に属する。この基本原理においては、発行ではなく、我々が受容と呼ぶものが決定的である。国家の受容が貨幣制度の境界を定める。国家の受容とは単に、国家が受取人となる国庫の受領を意味するのみである（Knapp[34]S.85., 訳 132-3 頁）。

ここでは、国家がそれを支払手段として受け取るか否かが、貨幣すなわち「表券的支払手段」であるか否かを判別する基準になるのだとされている。ここから、前項で見た「表券的支払手段」に関する議論は、クナップにおいては、国家に対する支払が念頭に置かれたものとして、ひとまず見られる必要があるということになる。このため、前項で設定した例、つまり、a 量の A 商品の売り手 (A) とその買い手 (B) という取引における売り手 (A) は、国家でなければならないということになり、先の例における買い手 (B) の債務 (10g の銀) は、国家に対する債務としてひとまず考えられなければならないということになる。クナップが、国家の受領を基準にして「表券的支払手段」を判別する以上、その導出は、国家が受取人になる支払<sup>14)</sup>に基づかざるをえないと考えられるからである<sup>15)</sup>。

しかし、常に国家のみが商品の売り手として現われるわけではあるまい。時には国家は、商品の買い手として現われることもあるだろうし、国家が売り手としても買い手としても現われない取引、つまり私的な経済主体間の取引も存在するはずである。言い換えれば、自らが受取人になる支払についての支払手段を指定できるという権能それ自体は、この限りにおいては、国家が支払人になる支払 や 私人間の支払 の領域にまではひとまず及びえないのであって、国家が創造するとされる貨幣（「表券的支払手段」）は、国家が受取人になる支払 において、それを創造する当の国家によって吸い上げられるということが論じうるのみとなる。

では、国家が受取人にならない支払について、たとえば 国家が支払人になる支払 は、クナップにおいてどのように考えられているだろうか。クナップは、国家によって受け取られる「表券的支払手段」が、国家以外の経済主体によって受け取られる際、そこには受領性の差異が存在すると

<sup>14)</sup> クナップはこれを「中心受取的支払」と呼ぶ。ちなみに、国家が支払人になる支払 は「中心支払的支払」、支払に国家が関与しない 私人間の支払 は「非中心的支払」と呼ばれ、これら両者は「中心受取的支払」の対概念として、「非・中心受取的支払」と括られている（Knapp[34]S.86-7., 訳 133-5 頁を参照）。

<sup>15)</sup> また、国家が受取人になる支払 としては、徴税を挙げることもできよう。

いう議論を行ない、そしてその受領が「義務的」であるのか、それとも「任意的」であるのかといった職能的分類を行なっている<sup>16)</sup>。このときクナップは、国家が支払人になる支払を「表券的支払手段」で行なうことを想定し、その受領の義務を私的な経済主体に課すことになる。

確かに、国家が「表券的支払手段」を受領するという行為と、国家が「表券的支払手段」で支払を行なおうとする意思は、表裏の関係にあると見ることができる。国家が支払人になる支払が、「表券的支払手段」によって行なわれ、その受領が国内の経済主体に強制されるという論理自体は、その支払がどのような「表券的支払手段」によって行なわれるのかという問題は残されるころではあろうが、そしてそれは、国家による接收という論点に繋がっていくことになると思われるが、ありうる。また、国家が提示する「表券的支払手段」の受領義務を課される各経済主体も、それを用いて国家が受取人になる支払に充てることができるという点において、それを受け取る根拠はある。このため、国家が支払人になる支払を起点にして、「表券的支払手段」が流通界へと登場し、国家が受取人になる支払によって「表券的支払手段」が国家によって吸い上げられるという循環を論じることはできるだろう<sup>17)</sup>。

そうすると、最後に残される問題は私人間の支払ということになり、この支払においても「表券的支払手段」が用いられざるをえないということが論じられるのであれば、「表券的支払手段」が商品流通をあまねく媒介するといえることになるだろう。しかしクナップは、私人間の支払に対して以下の見解を表明する。

私人間における支払は全て非中心的支払に属している。非中心的支払における秩序は多くの場合、いわば自ら生み出されるものなので、体系的見地からいえば、それらは一般に考えられているようにそれほど重要ではない (Knapp[34]S.86., 訳 134 頁)。

ここでいわれている「非中心的支払」とは、国家が受取人にも支払人にもならない支払を意味するが、クナップ体系においてこの支払は、「それほど重要ではない」とされている点には注目したい。その理由として、私人間の支払の「秩序」が、自生的に生じるからなのだとされている。つまり、クナップにおいて私的な経済主体間の取引は、統治機構の介在がないとしても、各経済主体の間で営まれるものとして捉えられていると見ることができる。しかしここからクナップが、「私人間の支払」については国家の関知せざることを、法制の効力の及ばざることであり、そこに「定形主義」が介在する余地はなく、それゆえ「表券的支払手段」が入り込むこともないと捉えていたと見るならば早計となる。

クナップは、国家が受取人にならない支払いを、「非・中心受取的支払」として一括する。ここには、国家が支払人になる支払と、いま考察している私人間の支払が包含されることになるが、クナップによれば、「非・中心受取的支払」には、すべからく「表券的支払手段」の受領義務

<sup>16)</sup> 「表券的支払手段」が、国家以外の経済主体に受け取られることが念頭に置かれた上で、その受領が「義務的」か「任意的」かという分類や、「表券的支払手段」の兌換性の有無（兌換性を有しない場合にはそれは「決定的貨幣」であり、兌換性を有する場合にはそれは「暫行的貨幣」といった基準に基づいて、「表券的支払手段」の職能的分類が行なわれている (Knapp[34]S.87-94., 訳 135-46 頁を参照)。

<sup>17)</sup> この点については岡田 [6]30-1 頁も参照されたい。

の問題が組み込まれるのだという。

国家が自己の債務をこれこれの貨幣種類にて弁済する旨を規定するとき、国家はすなわち最初期待されていた以上のことを表示している。あるいは、これによってはただ中心支払の支払に関してのみ述べられているのであって、それ以上他の支払については別に触れていないように見ることができるかもしれない (Knapp[34]S.98., 訳 151 頁)。

もし国家が政治上の理由から、国家は以後彼の支払を政府紙幣によって弁済する旨を宣言するならば、このとき国家は裁判主権として、他の支払においても同様に政府紙幣で充分であることを許容しなければならない。……国家は非中心的支払においても、係争の起こった場合には裁判主権として、政府紙幣による支払が充分であることを実行しなければならない (Knapp[34]S.98., 訳 152 頁)。

まず一つ目の引用部分では、国家が支払人になる支払を、「表券の支払手段」で行なうとする決定は、〔国家 私的な経済主体〕というかたちでの受領義務が論じられているだけのように見えるかもしれないとクナップはいう。これまでの議論に鑑みて、そうであろうと思われる。しかしクナップは、そうではないのだという。

その理由が、二つ目の引用部分で論じられている。ここでは、もし国家が自らの支払を「表券の支払手段」(ここでは政府紙幣とされている)で行なおうとするならば、国家は、他の支払が「表券の支払手段」で行われることを許容しなければならないのだという。このことは、「非中心的支払」つまり私人間の支払においても当てはまるのだとクナップは論じるが、そこで取り上げられている対象が、「係争 (Streite, dispute)」に至った私人間の支払、つまり国家の裁判制度が関与する賠償である点は注意したい。国家が、自らの債務の支払を「表券の支払手段」で行なうとすれば、私人間の賠償も、「表券の支払手段」で行なわれることを認めなければならないのだという。そうでなければ、国家自身の支払は「表券の支払手段」で行なわれ、私人間の賠償は他のもので支払われることになり、国家自身の支払行為との間に矛盾が生じてしまうのだという。このため、国家が支払人になる支払が「表券の支払手段」で行なわれるのであれば、私人間の賠償も「表券の支払手段」で支払われなければならないのだとされている。

しかし、常に私人間の支払が、裁判を必要とする「係争」のもとで行なわれるわけではあるまい。そこには、クナップが「それほど重要ではない」と考えた、「いわば自ら生み出される」と位置付けられた私人間の支払がなお残される。問題は、この領域に「表券の支払手段」が入り込みうるか否かに存する。クナップ自身の議論においては、「それほど重要ではない」と考えられていたためか、この点に関する考察はない<sup>18)</sup>。もちろん、これを歴史的事実の問題として考えるな

<sup>18)</sup> ただしクナップは、債権者の立場から見れば、「表券の支払手段」を受け取ることに抵抗を感じるかもしれないが、債務者の立場から見れば、「表券の支払手段」で支払を行なうことには何ら抵抗を感じないであろうという議論を行なっている。そして現実には、経済主体は債権者であると同時に債務者でもあるのだから、仮に「表券の支払手段」がただの紙片であったとしても、それは私人間の支払にも充用されるのだとしている (Knapp[34]S.36., 訳 56-63 頁を参照)。

らば、国家が受領する「表券的支払手段」は、賠償に限らず 私人間の支払 において用いられてきたということになるのであろう。しかしここで検討してみたいのは、私人間の支払 に「表券的支払手段」が用いられる論理を見出せるか否かということである。

一社会圏内、例えば国家において慣習が発達し、そして次第に法制が、全ての財は一定の財の一定量、例えば銀の一定量と交換されるべきことを承認するに至れば、……

先にも引用した箇所であるが、諸商品は銀と交換されるべし という法制による承認を促すのが、「慣習」である、という文意にこの部分は解される。そしてその「慣習」とは、銀を媒介とする商品交換が意味されるであろうと考えることができる。こうした「慣習」が一方で想定されつつ、クナップは、私人間の支払 における「秩序は多くの場合、いわば自ら生み出される」と捉えるのであるが、銀を用いた商品交換という「慣習」と考え合わせるならば、その自生的な「秩序」とは、「銀の一定量」での支払が約束されるということになるだろう。

私的な経済主体間の取引において、ある商品を媒介にして商品交換が行なわれるということが「慣習」であり、終極的にはその商品で支払が行なわれることが、私人間の支払 において「自ら生み出される」「秩序」であるとすれば、a 量の A 商品の売り手である A (私的な経済主体) は、その買い手である B (私的な経済主体) から、a 量の A 商品の価格であるところの 10g の銀を即刻受け取るか(「慣習」)、もしくは、10g の銀が支払われる約束(私人間の支払 の「秩序」)をわがものにするほかない。

この場合、「表券的支払手段」に、国家が支払人になる支払 と 私人間の賠償 に際しての受領義務が付与されているとしても、そのことは、「係争」に至っていない 私人間の支払 にもこの「表券的支払手段」が用いられなければならないということの根拠にはならないだろう。売り手の A (私的な経済主体) が、B (私的な経済主体) が提示する「表券的支払手段」と引き換えにではなく、10g の銀そのもの、もしくは、その支払約束と引き換えにのみ A 商品を移譲するとしても、それは全く正当な行為といえる。つまり、国家が受取人になる支払 と 国家が支払人になる支払 に際してのみ「表券的支払手段」が用いられ、私人間の支払 には「慣習」である銀、もしくは「自ら生み出される」「秩序」であるところの銀の支払約束が用いられる場合もあるということである。

もっとも、国家が受取人になる支払 の支払手段として、銀(「慣習」)ないしその支払約束<sup>19)</sup>(私人間の支払 の「秩序」)が指定される場合には、国家が受取人になる支払 と 国家が支払人になる支払 で用いられる支払手段と、私人間の支払 で用いられる支払手段とは一致することにはなる<sup>20)</sup>。しかし国家は、その端緒において商品流通の「慣習」を承認するにしても、そこを

---

このクナップの説明は、すでに「表券的支払手段」が私人間の支払 に充用されている際には当てはまるかもしれないが、しかし、私人間の支払 に「表券的支払手段」が入り込む際の初発の説明としては、債権者が「表券的支払手段」での支払を拒否すると考えることもできるため、不十分であろうと考えられる。

<sup>19)</sup> 具体的には銀行券をひとまず想起すればよいだろう。

<sup>20)</sup> ただし、銀そのものが 国家が受取人になる支払 の支払手段として指定される場合、その支払は「秤量」で行なわれるということになり、箇片の個数で支払を行なう「定形主義」とは

起点にして「定形主義」を導入し、国家自身が受領するというかたちで「表券的支払手段」を創造するのだとクナップにおいては考えられていた。そしてそのことによって、商品流通の「慣習」に起源をもつと位置付けられた「一般的交換財」から独立した貨幣制度が形成されるのであった。

このことに留意するならば、やはり 私人間の支払 に、「表券的支払手段」が用いられざるをえないということはできず、私人間の支払 におけるその充用は、その時々状況によるというに留まるであろうと考えられる<sup>21)</sup>。もちろん、たとえば銀行券が、国家が受取人になる支払 に指定されて「表券的支払手段」になる場合には、私人間の支払 も、この「表券的支払手段」で行なわれるようになるということ是可以する。しかし、銀行券が私人間の商品流通を媒介するという論理と、国家がその銀行券を受領するという論理は、歴史的事実がどうであったかという問題はあるにしても、ひとまず区別できるだろう。また、国家が受領しなければ、銀行券が商品流通を媒介しえないというわけでもない。つまり、クナップによる「表券的支払手段」の議論は、国家が受取人になる支払 と 国家が支払人になる支払、そして 私人間の賠償 という領域には適用可能であるとしても、私人間の支払 という領域には必ずしも適用可能ではないと考えられるのである。

それは言い換えれば、私的な経済主体同士の取引から形成される「慣習」、ないし「自ら生み出される」という 私人間の支払 における「秩序」と、国家が関与する取引の論理との間に距離があるだろうということなのだが、クナップにおいては前者が、「それほど重要ではない」と位置付けられたことによって、後者の論理の中に混濁させられてしまった感が否めない。本項では、この二つの問題の差異を検討したのであるが、後者の論理を考察した論者としてクナップを位置付けるとすると、前者の論理を考察した論者の一人として、前々項で見たメンガーが挙げられてもよいだろう。

つまり、クナップが「慣習」と述べた中身の論理を考察した議論として、メンガーの 内生説 に対応させるるのであり、貨幣生成の 内生説 と 外生説 は、その考察領域を異にするものとして、棲み分けられているとひとまず見ることができるのである。

---

相容れず、したがって「表券的支払手段」ではないということにはなる。

<sup>21)</sup> 岡田裕之は、「表券的支払手段」として国家が投入する「徴税票」の、「国家紙幣」(商品流通を媒介する)への転化を次のように説明する。

すなわち徴税票は、「すでに金属貨幣が流通していたとすれば、それに代替することが可能になる。当該国家の正統支配を受容しているならば、国民である商品所有者は自分が所有する商品価値相当の対国家支払手段、納税手段を受け取るからである。そうなれば国家は必要な財貨、商品を紙幣で購買し、紙幣は流通手段となって流通内に入りこみ、納税者がそれを国家に支払うまでは流通内に留まるであろう。国家投入の徴税票はここに貨幣に、国家紙幣に成長する。」(岡田 [6]32 頁)

このように説明されているのであるが、私人間の取引では、売り手が、徴税票と引き換えには売らないということもありうるため、歴史的事実としては岡田が論じる通りであるにしても、「表券的支払手段」が商品流通を媒介する十分条件は、この説明によっては与えられていないと考える。

## 2 内生説 批判の視点

### 2.1 等価物の「重複」と主体の認知可能性

しかし、私的な経済主体の行動を追跡することによって、交換過程そのものから貨幣を導出する内生説には、論理的な難点が存在するという問題が提示されている。この型の貨幣生成論（内生説）の一典型として、前節ではメンガーの議論を取り上げたのであるが、これに対する批判の一範例として、岡部洋實の議論を挙げることができる。

「貨幣「制度」生成の論理」（岡部 [7]）で行われた内生説に対する批判的検討は、山口重克「貨幣生成論にたいする批判の検討」（山口 [30]、後に山口 [31] に所収）での反批判によって、貨幣生成論に関する岡部・山口論争へと展開したと見ることができる<sup>22)</sup>、そこで扱われた中心的な論点を、マルクスの価値形態論の用語に従って表現するならば、形態 II（いわゆる拡大された価値形態）から形態 III（一般的価値形態）への移行にまつわる問題ということができる。

ただし、岡部が検討を行なった直接的な対象は、マルクスの価値形態論を商品所有者の交換要求行動に即して再構成した宇野弘蔵のそれであり、宇野の方法をさらに精緻化させた日高普、山口重克の議論であった<sup>23)</sup>。これら各氏の議論は、マルクスの価値形態論を土台としつつ、そこに商品所有者の存在を明示的に組み込むことによって、形態 II から形態 III への移行を遂行させるものであったが、岡部の問題提起の発端は、宇野の以下の文言のうちに縮約されている。

マルクスのいわゆる拡大されたる価値形態の、各商品における展開は、必ずいずれの商品の等価形態にも共通にあらわれる特定の商品を齎らすことになる（宇野 [3]27 頁）。

つまり、拡大された価値形態が複数存在する場合、そこには必ず共通の等価物が現われるのだとされている<sup>24)</sup>。宇野のこの論理はさらに分析され、多くの商品の等価物が、全ての商品の等価物になるという論理が日高によって提示される。日高は、拡大された価値形態において、多くの商品所有者から茶が共通に欲せられている場合を想定し、そこから以下の推論を行なう。

茶が多くの商品によって共通に等価形態におかれるようになると、茶を所有していれば多くの商品にたいして直接に交換できる立場にたつ。そうなるとさし当たっては茶を欲していない商品所有者も、茶を入手しさえすればそれで多くの商品と交換できるのだから茶を欲す

<sup>22)</sup> その後、山口からの反論を再検討した岡部 [8, 9] において、論点がより明確化かつ絞り込まれることになったと解される。本文では、特にその点に焦点を当てて岡部説を見ていくことにしたい。

<sup>23)</sup> 商品所有者の交換要求行動としてではなく、拡大された価値形態の不十分性に着目する鈴木編 [15] の議論にも論評がなされているという点は指摘しておきたい（岡部 [7]236 頁を参照）。

<sup>24)</sup> こうした宇野の論理に対する端緒的な疑問として、岡部は次のように論じる。  
すなわち、この宇野の論理は、「いずれの商品に対しても共通の等価形態におかれる商品が登場する論理それ自体が明らかにされているわけではなかった」（岡部 [7]235 頁）、と。



ようになる。ここに茶はもはや多くの商品から等価形態におかれるばかりでなく、茶を除くすべての商品から等価形態におかれることになる(日高 [16]24 頁)。

商品所有者による物々交換の実践が必ずしも前提されているわけではない、という点の注意は必要ではあるものの、ここでいわんとされていることは、前節で見たメンガーの「媒介的な交換」と軌を一にするものだといえるだろう<sup>25)</sup>。宇野が提示した、商品所有者の交換要求に即したかたちでの価値形態論の再構成は、貨幣の論理的生成を論じる一到達点を示すものであったと思われるが、岡部の検討はまさにこの点に向けられる。

多数派グループの中で共通に等価形態におかれる商品が出現する過程そのものについては、明快とはいいがたい(岡部 [7]243 頁)。

各商品所持者は、それぞれの欲望にしたがって多様な交換要求を行なうから、彼らの数が多くなれば、共通に等価形態におかれる商品種類が少数に絞り込まれることは困難になる。相対的価値形態にたつ多くの商品に対して共通に等価形態におかれる商品種類はいくつでも登場しうるし、いずれが最も多くの商品に対して共通であるのかは確定しがたくなるであろう。相対的価値形態にある商品種類の数には論理的に限定できないから、「無数」の商品所持者によって一種類の(あるいは、限られた数の種類の)商品が共通の欲望の対象になるといえる事態は、成立しそうにない(岡部 [7]239 頁)。

ここではまず、多くの商品の等価物は、全ての商品の等価物になる というものの、そうした多くの商品から共通に等価形態におかれる商品が、どのような論理に基づいて出現するのかが「明快」ではないのだとされている。拡大された価値形態の段階で、多くの商品所有者から共通に等価形態におかれる商品の存在を論じることができないのであれば、一般的等価物の導出は、その端緒の動因を欠くことになるという点が指摘されているといえるだろう。また、二つ目の引用部分では、共通の等価物が現れるかもしれないという可能性は排除しきれないとしても、しかしそれは「いくつでも登場しうる」のであって、一般的等価物を絞りきることはできそうにないという旨が論じられている。

このように、内生説 の要と考えられる一般的等価物を導出する論理について疑問が提示されたかたちになっているわけだが、それは岡部において、等価物の重複と拡散 が以下のように捉えられている点に由来する。

交換要求をする商品所有者が多数いるとき、彼らの多くに共通の嗜好や習慣などがあるという前提を措くならばともかく、そうした商品経済的に“不純な”要因を考慮しないのであれば、互いに独立した各商品所有者の要求対象が拡散する場合も「十分考えられる」。念のために付言しておけば、ここでいう「拡散」には、要求対象が重複しない場合だけでなく、重複しながら拡散する場合をも含めてよいであろう。重複する数が増大しても要求対象が拡

---

<sup>25)</sup> 山口 [29]19-24 頁も参照されたい。

散しうるのであれば、要求対象の種類が少数に絞り込まれるのか、それとも逆に拡散してしまうことになるのかを一義的に決することはできない(岡部 [9]18 頁)。

ここではまず、「共通な嗜好や習慣」を捨象して考えるならば、商品所有者の交換要求が「重複」と考えることは必ずしもできず、「拡散」してしまうこともありうるという点が述べられている。この部分を最も極端に捉えるならば、各商品を欲するのはそれぞれ一人の商品所有者だけであり、それゆえ、商品所有者の交換要求が「重複」しない、つまり「拡散」という結論に帰着することになるだろう。しかし、こうした極端な想定が岡部の念頭にあったわけではない。引用の後半部分ではこの点が補足されている。

そこでは、「重複しながら拡散する場合」が論じられている。各商品を複数の商品所有者が欲するとすれば、そこには各商品所有者の交換要求の「重複」が生じるだろう。しかし、そうした「重複」がいくつも生じうることを論理的に排除することはできないのだから、「要求対象の種類が少数に絞り込まれる」ことを「一義的に決することはできない」のだとされている。

そこでまず、そもそも各商品所有者の交換要求が「重複」することはありえないのかという点を検討しておきたい。岡部においても、「重複しながら拡散する」という補足がなされているように、たとえば 必需品 に属する商品は、大多数の商品所有者から共通に欲せられる商品種類であると考えることができる。また、自商品の使用価値が、耐久性に乏しい 商品所有者群の等価形態には、耐久性に富む 商品種類がおかれざるをえないであろうと推論することはできよう。つまり、自分の必要とする種々の事物が、交換を通じて獲得せざるをえない状況が前提される限り、そして商品交換者としての継続性が要請される限り、各商品所有者の交換要求は、必需品 なり 耐久性に富む 商品種類というかたちで、原理的に「重複」せざるをえないと考えられる。

このため、考察されるべき岡部の問題提起の軸は、「重複しながら拡散する場合」に絞り込まれることになると考えられるが、この問題については、岡部が直接の検討対象とした山口説においても、「一義的に決することはできない」と考えられていたといえる。

比較的多数の商品所有者に共通な直接的有用物は変化しうるものであるし、複数種ありうるものである。したがって、その限りでは一般的等価物は変動可能であり、また複数種存在することも排除されないであろう(山口 [29]26 頁)。

ここで、山口が「一般的等価物は変動可能であり、また複数種存在することも排除されない」という点が、岡部の指摘する「重複しながら拡散する場合」にあてはまると考えられる。山口においては、「形態 IV(貨幣形態 引用者)は、いまではリンネルに代わって金が一般的等価形態をもっているということのほかには、形態 III と違うところはなにもない」(Marx[44]S.84., 訳(1)131 頁)と考えたマルクスとは異なり、一般的価値形態の段階においても、一般的等価物の変動可能性と複数性が想定されている点にその特徴が見出せる。そしてこうした想定を踏まえるならば、商品所有者の交換要求が「重複しながら拡散する場合」を想定するとしても、共通等価物の導出は可能であるかとも考えられる。しかし山口説においては、一般的価値形態において析出される 共通等価物 は変動可能であり、また複数存在することも排除されていないのではあるが、それはあらゆる

商品所有者から共通に欲せられる商品としても考えられているという点は留意すべきであろう。

比較的多数の商品所有者から共通に等価形態におかれる商品は、あらゆる商品所有者から共通に等価形態におかれることになるのである（山口 [29]23 頁）。

ここでは、一般的価値形態における 共通等価物 は、商品世界の部分的な 共通等価物 ではなく、商品世界全体の 共通等価物、つまり一般的等価物とされている。このため山口説においては、部分的な商品所有者群内での等価物の「重複」だけでなく、それが全体へと波及する論理が存在しなければ、一般的価値形態が成立することにはならない。そしてその論理とは、先に引用した日高においても論じられていたように、比較的多数の商品所有者群内の 共通等価物 を、それ以外の商品所有者が認知し、自己の交換要求のうちにその 共通等価物 を組み込むというものであった。この点が、比較的多数の商品所有者 から あらゆる商品所有者 への連絡路になっている。言い換えれば、各商品所有者の交換要求の「重複する数が増大しても要求対象が拡散しうるのであれば、要求対象の種類が少数に絞り込まれるのか」という問題が岡部によって提示されたのではあるが、山口説においては、「要求対象の種類が少数に絞り込まれるのか」という問題は、一般的価値形態を論じる際の主題をなしてはいないということである<sup>26)</sup>。

とすれば問題は、「要求対象の種類が少数に絞り込まれるのか」否かという点に存するのではないということになり、追求されるべき真の問題は、部分的な 共通等価物 が、全体的な 共通等価物 へと変性する論理の真偽ということになるだろう。岡部の検討も、この方向に向かって展開されたのであった。岡部は次のように述べる。

多くの商品所持者が第二形式を展開することによって、欲せられている多様な商品種類の中に、単数・複数に限らず共通のものが生じたとしても、各商品所持者は、そのような商品種類が何であるのかを、どのようにして知ることができるのかという問題がある。……多くの商品所持者が交換を求める競合商品は、競合者同士の間では共通に欲せられている商品であると認識されよう。しかし、競合の程度がどのくらいであれば、それが“より多くの商品所持者に受け取られうる商品”といえるのか、論理的には確定のしようがない（岡部 [7]246 頁）。

まずここで「第二形式」といわれているのは、マルクスの価値形態論でいうところの、いわゆる拡大された価値形態にひとまず対応させることができるが<sup>27)</sup>、ここでは、等価物の「重複」が生じているという想定を読み取ることができる。そこから出発して、そのことを各商品所有者が 知り

<sup>26)</sup> 「私としては、共通に等価形態に置かれる商品が存在しうるということと、それが特定の使用価値の商品に独占され、固定するということとは別のこととして区別しているつもりである」（山口 [30]109 頁）。

<sup>27)</sup> ただし岡部においては、「商品に内属性としてあらかじめ埋め込まれた価値をではなく、商品所有者の自らの商品に懸かる意思に焦点を合わせて問題を捉えるならば、交換要求は、商品に内属する価値の表現ではなく、文字通りに商品所有者の交換要求そのものである」（岡部 [9]18 頁）という観点のもと、交換要求はあくまでも交換要求であり、価値表現の問題とは区別されているという点は留意したい。

うるのか、それとも 知りえない のかという問題がこの部分では検討されている。言い換えれば、各商品所有者の知識や情報は不完全であるため、それに基づく限り、部分的な 共通等価物が全体的なそれへと変性する論理は提示しえないということが、この部分では論じられているといえよう。

この問題提起に対して、山口は次のように応じている。

市場を見渡していれば、交換力の大きい商品とそうでない商品とは大体分かるはずである（山口 [30]113 頁）。

そもそも論理的に確定しうる性質の問題ではないであろうが、各商品所有者の交換要求の意思表示を調査すれば、競合の程度の比較からある程度は合理的な推論をすることはできるであろうし、「共通のもの」が生成していく過程を推論する場合には、調査以外にも、各商品所有者の試行錯誤を導入して推論することも考慮してよいのではなかろうか（山口 [30]114 頁）。

ここでは、岡部によって指摘された、各商品所有者の知識や情報の不完全性という点に異論はないとされた上で、しかし、そうした不完全な知識や情報を前提するとしても、あらゆる商品所有者から共通に欲せられる等価物（ここでは「共通のもの」）の出現を推論することはできるという点は堅持されたかたちになっている。そうした推論を可能ならしめる根拠として、「調査」・「試行錯誤」が挙げられている。言い換えれば山口においては、創発的な主体として商品所有者が想定され、そうした主体が行なう「調査」や「試行錯誤」の累積が、一般的価値形態を成立させているのだと捉えられているといえるだろう。

しかしながらこの論理によって、あらゆる商品所有者から共通に欲せられる一般的等価物の導出が果たされたとするには、微妙な問題が残されるであろう。というのは、岡部が指摘し、山口においても「大体分かるはずである」、「論理的に確定しうる性質の問題ではないであろうが」というかたちで、裏側から事実上承認されているように、各商品所有者の知識や情報が不完全であるとすれば、どの商品が多くの商品所有者から共通に欲せられているのかを判別することは、論理的には確定できないと考えられるからである。

しかし、各商品所有者の交換要求が、自己の欲する商品の他者への 告知 を念頭に置いて行なわれるという点に鑑みるならば、多数の商品所有者が共通に欲する商品が何であるかは 知りえない としても、他者が何を欲しているのかということに関しては、全成員についてはないにしても、そのうち一部の成員については 知りうる と考えることはできる。そして各商品所有者が、自らの 知りうる 範囲で等価物の「重複」を創り出すであろうというところまでは推論できるのではないかと考えられる。もちろん、そうした「重複」が A 商品において生じたとしても、しかしこのことは、あらゆる商品所有者が A 商品を共通に等価形態におくか否かという論点とはひとまず区別される。

商品所有者の知識や情報が不完全性であることを認めるならば、たとえば B 商品を 共通等価物 とする他の商品所有者群も存在しうるという推論もできなくはない。もっとも、A 商品を 共

通等価物 としている商品所有者群と、B 商品を 共通等価物 としている商品所有者群が遭遇し、その結果として、A 商品が 共通等価物 になるかもしれないという推論も行なうことはできる。そしてその場合には、A 商品はあらゆる商品所有者から共通に等価形態に置かれることになるといえるだろう。

しかし、論理的には無限の広がりをもつと想定される商品世界において、かつそこで行動する経済主体の知識や情報が不完全であるとすれば、C, D, E,.....といった各商品を 共通等価物 にする各商品所有者群もまた存在しうる。加えて、これら各商品所有者群は互いに遭遇するかもしれないし、遭遇しないかもしれない。また仮に遭遇したとしても、彼らは取引を行なうかもしれないし、取引を行わないかもしれない。とすれば、自らの 知りうる 範囲で 共通等価物 を創り出すという地点から、あらゆる商品所有者の 共通等価物 を論理的必然性のもとに析出することには、無理があったと考えざるをえないということになるだろう。

## 2.2 多くの商品の等価物が という論理の検討

こうした岡部の問題提起によって、多くの商品の等価物が、全ての商品の等価物になる という論理が抱える難点が浮き彫りにされたと考えられるのだが、しかし、内生説 の全てがこの論理に準拠して展開されているというわけではない。

たとえば奥山忠信は、多くの商品の等価物が という点には問題があるとし、媒介物としての適性に着目した議論を展開する。

この認識のすべてを否定するわけではないが、しかし、このことの役割は限定されると考える。多くの商品所有者によって等価形態に立たされる商品が、家や寝台のように媒介物としては適さないものであれば、それは一般的等価物にはならないのであり、この点では、一番多く等価形態に立たされる商品が、すべての商品の共通な等価物になる、とは限らないのである（奥山 [10]285 頁）。

ここでは、多くの商品所有者が共通に欲する商品として「家や寝台」が仮託され、それらが必ずしも媒介物としての適性を有するわけではない点が指摘されている。つまり、多くの商品の等価物が、全ての商品の等価物になる わけではないとされる。

その上で問題になるのは、そもそもなぜ「可分性、均質性、持ち運びの便利さ、交換の媒介物に必要な限りでの保存性、等々の素材的な適格性」（奥山 [10]286 頁）が注目されるのかという点であろう。この問題については、他者の交換要求を、自己の交換要求の中に組み込む各商品所有者に即して、次のように論じられている。

$X_1$  にとっては、媒介物であり、媒介物としての経済効率性に反するものは、はじめから除外されるのである。すなわち、例えば、寝台は、1/2 台の寝台という交換形式にはなじまない。媒介物としての適格性に欠き、その商品を媒介物として選択することで、 $X_1$  は不利益を被るからである（奥山 [10]283 頁）。

つまりここでいわれていることは次のことであろう。 $X_1$  をリンネル所有者として、彼は 5m のリンネルと引き換えに 5kg の茶を欲しているとする。また、彼の 知りうる 茶所有者が、1 台の寝台と 10kg の米を欲しており、それぞれ 10kg の茶と引き換えに獲得したい旨の意思表示をしているとすれば、この関係は表 4.1 のように示されることになる。

リンネル所有者	リンネル 5m	5kg の茶
茶所有者	茶 10kg	1 台の寝台
	茶 10kg	10kg の米

表 1 リンネル所有者と茶所有者の交換要求

こうした茶所有者の交換要求を件のリンネル所有者が察知した場合、彼は 5kg の茶を獲得するために、寝台所有者と米所有者にも交換要求を行なうことになるだろう。その際の交換要求として、5kg の茶の獲得を基準に考えるならば、リンネル所有者は、リンネル 5m 1/2 台の寝台 と リンネル 5m 5kg の茶 という交換要求を、自らの交換要求の中に組み込むであろうと考えられる。しかし、「1/2 台の寝台」という交換要求が現実的ではないということに鑑みて、彼が実際に組み込む交換要求は、リンネル 5m 5kg の茶 になるであろうということが、ここでいわんとされていることであろう。

そしてそうであるとすれば、多くの商品の等価物が、全ての商品の等価物になる という論理は、以下のように改められることになるのだとされる。

確かに多くの商品所有者に欲せられている商品は、それさえ獲得すれば、多くの商品と直接的に交換可能となるが、しかし、このことは、その商品が媒介物としての適格性を備えている限りのことである（奥山 [10]286 頁）。

つまり奥山においては、多くの商品の等価物が ではなく、媒介物としての適性を備えた等価物が 共通の等価物になるという方向での推論が志向されたといえる。ただし奥山においても、そうして適性を備えた等価物が、全ての商品の等価物になる という点は一応承認されたかたちになっていると見ることができる。奥山は以下のように論じる。

ところで媒介物を介した交換は、 $X_1$  だけではなくすべての商品所有者が行う。そこで、媒介物として通用する商品群が、たとえば A, B, C, D, E としてくり出される。すなわち、媒介物としての適格性において許容の範囲であり、かつある程度の頻度で、商品所有者の直接の欲望の対象として等価形態に立たされる商品である。そうなれば商品所有者たちは、もはやはじめから一度も自分の欲する商品の所有者の（拡大された価値形態）需要を確認することはなく、ただちに、媒介物の商品群を等価形態に置く価値形態を展開する。この媒介物となるの商品群は、すべての商品所有者にとって等価形態に置かれるのだから、この限りで一般的等価物であり貨幣である（奥山 [10]287 頁）。

ここでは、媒介物としての適性を備えた商品群が析出されてくるようになれば、各商品所有者

は、自分の欲する商品の所有者が何を欲しているのかについていちいち頓着せずに、媒介物として析出された商品群に対して交換要求を行なうことが論じられている。このことによってこうした商品群が、「すべての商品所有者にとって等価形態に置かれる」とされている箇所には注目したい。各商品所有者は、 $\{A, B\}$ とか $\{C, E\}$ といったかたちで「媒介物として通用する商品群」を等価形態に置くのではなく<sup>28)</sup>、 $\{A, B, C, D, E\}$ という商品群を一様に等価形態に置くことによって、これら商品群が、「すべての商品所有者にとって等価形態に置かれる」のだとされている。

つまり、ここまでの議論を組み合わせて考えてみると、媒介物としての適性を備えた等価物群が、全ての商品の等価物群になる というのが奥山説<sup>29)</sup>であるとひとまず見ることができるかとも思われる。しかし、この点は実は微妙なところでもある。というのは、奥山においても知識や情報の不完全性の問題が、以下のように捉えられているからである。

社会の各構成メンバーが、他の構成メンバーの需要と供給を交換の以前に、完全にしかも瞬時にして知りうるのであれば、財の交換は商品形態と貨幣を媒介する必要はない（奥山 [10]280 頁）。

貨幣の必然性は、私的な商品所有者の存在ばかりでなく、他者の拡大された価値形態を、完全に知ることはできない、というところにある。あるいは、知りうる範囲は限られている、ということにもとづいている（奥山 [10]282 頁）。

ここでは、仮に各商品所有者が全成員の商品所有者の交換要求を「完全にしかも瞬時に」知ることができるならば、「彼らはただ交換するだけである」（奥山 [10]280 頁）ということが述べられている。貨幣を介した商品交換ではなく、前節で見たメンバーがいうところの「循環交換」が行なわれるだけだというわけである。

商品所有者の知識や情報が不完全であれば、全ての商品の等価物は導出しえないと考える岡部に対して、知識や情報が不完全であるからこそ、「貨幣の必然性」が生じるのだと奥山は考える。この点において、両者は対極に位置付けられると考えられるが、ここでさらに検討されるべきは、奥山がいう「貨幣の必然性」と、「すべての商品所有者にとって等価形態に置かれる」という言説との間の関連であろう。

知識や情報が不完全性であるということから、奥山の商品所有者も、自分の知りうる範囲で他者の交換要求を探索し、それを自己の交換要求の中に組み込まざるをえないであろう<sup>30)</sup>。その過程で、媒介物としての適性を備えた商品群が共通等価物として括り出されるとされるのだが、その

28) 「そのようなことをすれば交換の実現のチャンスを減らすだけである。すべてに対していざれとでも交換に応じるという意思表示をおこなえばよいのである」（奥山 [10]287 頁）。

29) 多くの商品の等価物が、全ての商品の等価物になる わけではないという論理の追求がなされた点が、奥山説の特徴といえる。ただしもう一点、一般的等価物の複数性の問題が、商品群というかたちで明示的に論じられている点もその特徴といえるだろう。

30) 「D 商品の需要者としての  $X_1$  は、D を獲得すべく、D 商品の所有者の拡大された価値形態を確認する。D 商品の所有者もまた無数おり、そのすべてについて価値形態を確認することは困難であるが、 $X_1$  は、D 商品のうちの容易に価値形態を確認できる数名については価値形態を把握するであろう。それがたとえば、 $D_1, D_2$ , であつたとする」（奥山 [10]282-3 頁）。

ことが「貨幣の必然性」を意味しているのだと解することができる。しかしこのことと、「すべての商品所有者にとって等価形態に置かれる」ということとの間には埋め難い距離もあるだろう。各商品所有者の 知りうる 範囲に限界があると考えれば、そしてそれは妥当な想定であると思われるのだが、「すべての商品所有者にとって」という観点は後景に退かざるをえず、推しきれるのは、媒介物としての適性を備えた等価物群が、自分の 知りうる 範囲での共通の等価物群になる ということまでになる。マルクスの価値形態が、商品所有者の交換要求の意思表示として再構成されたことの帰結として、知識や情報の不完全性といった問題が組み込まれ、あらゆる商品所有者から共通に欲せられる商品を導出することは、かなりの確度で困難になったと考えられるのである。

相対的価値形態にたつ商品種類の数が増大し、かつ商品ごとの等価形態にたつ商品種類が増えればそれだけ、共通に等価形態にたつ商品種類は導出しやすくなると考えられそうだが、逆に、そうなればなるほど、共通に等価形態にたつ商品種類を限定することは、困難になると考えることもできる（岡部 [7]238-9 頁）。

このように考え、「共通に等価形態にたつ商品種類を限定することは、困難になる」という方向での推論が岡部によって行なわれたのであった。繰り返しになるが、その際の力点は、「商品種類を限定する」という点にではなく、「共通に等価形態にたつ商品」という点に存すると見ることができた。そしてこのように岡部が推論する根拠として、先に見たところによれば、各商品所有者の知識や情報が不完全であるという点が挙げられたのであった。

確かに、このことに留意しつつ、それでもなおあらゆる商品所有者から共通に等価形態に置かれる商品の導出を望むことには無理があろう。言い換えれば、知識や情報の不完全性 という要因が明示化されたことによって、あらゆる商品所有者から共通に等価形態に置かれる商品の導出は、多くの商品の等価物 に着目するにしても、また 媒介物としての適性を備えた等価物群 に着目するにしても、全ての商品の等価物になる という結論にまでは推しきれないという点が明らかにされたといえるのであり、まずこの意味において、貨幣生成の 内生説 に対する岡部の批判は捉えられる必要があると考える。

しかしこの点が明らかにされたということから直ちに、各商品所有者は、自らの 知りうる 範囲においても、他者の交換要求を自らの交換要求の中に反映させないと結論付けることはできない。各商品所有者の 知りうる 範囲に限界があるとしても、先に述べた 必需品 や 耐久性に富む 商品に対する交換要求が「重複」せざるをえないという論理とは異なった、メンガーのいう「媒介的な交換」を志向する論理の発現を推論することはできるだろう。他者の交換要求を察知し、それに同調することで等価物の「重複」を創り出す。そのことが、部分的であるとはいえ、共通等価物 を析出する動力になるという論理自体は、全き意味での貨幣ではないにしても、「貨幣の必然性」を示すものとして捉えることはできるように思われる。もちろん、そうした論理を見出さうということと、その論理が、あらゆる商品所有者にとっての共通等価物の析出を 現実化 しうるのかという問題との間には、隔たりが存することもまた確かではある。つまり、内生説 を用いて考察できる領域には限界があるということ、この点が、岡部の問題提起によって明確にされ



たとえられるのである<sup>31)</sup>。

## 2.3 再び貨幣生成の 内生説 と 外生説

そうとすれば問題は、何を契機にしてあらゆる商品所有者にとっての 共通等価物、つまり「一般的等価物」が導き出されるのかという点に絞られてくることになるだろう。

たとえば、各商品所有者相互の次元で「一般的等価物」を取り決めるという導き出し方が考えられるかもしれない。しかし、知識や情報の不完全性を抱える各商品所有者が、自らの 知りうる範囲で「申し合わせ」を行ない、共通等価物 を取り決めることが仮にありうるとしても、そのことは、あらゆる商品所有者にとっての「一般的等価物」が導出されるか否かという問題とはおよそ関係はないだろう。端緒において 不完全性 を抱える各商品所有者が、「一般的等価物」を取り決める段になって完全な知識や情報を持つに至るとは考え難いからである。

では、あらゆる商品所有者にとっての共通等価物は、いかに導き出しうるだろうか。各商品所有者が織りなす行動に依って導き出すことができないとすれば、あらゆる商品所有者にとっての「一般的等価物」の導出は、商品所有者 が体現する論理とは異なった、全く別の論理に依らざるをえまい。このように考えてみると、前節で見たクナップの議論は再度注目されてよい。

「例えば国家において慣習が発達し、そして次第に法制が、全ての財は一定の財の一定量、例えば銀の一定量と交換されるべきことを承認するに至れば……」とクナップは論じていた。前節の最後では、貨幣生成の 内生説 は、この部分で挙げられている「慣習」の中身を論じたものとして位置付けられるのではないかと述べた。つまり、あらゆる商品所有者の交換要求行動が銀を 共通等

31) 岡部においては 内生説 批判が提示されているが、「しかしながら、商品経済が貨幣を不可欠のものとしているという現実、商品所持者達が“誰もが受け取りを拒否しないモノ”を不可欠のものとしているという現実でもある」(岡部 [7]247 頁)とも考えられている。

ここで“誰もが受け取りを拒否しない商品”ではなく“誰もが受け取りを拒否しないモノ”とされているのは、「商品所持者達は、誰も受け取りを拒否せず、また、それと交換に自らの欲する財を獲得しうるであろうと判断するから、そのような商品を欲しているのである。したがって、誰もが受け取りを拒否せず、しかも、財としての有用性に関心を寄せないとすれば、その商品は、もはや「商品」としての性格を失った商品であるということになる」(岡部 [7]246 頁)という観点による。

しかし問題は、そのように“誰もが受け取りを拒否しないモノ”が要請されるとしても、個別経済主体がそれをいかに知ることができるのかという点に存する。このことは岡部の 内生説 批判が、主体の認知可能性を軸に展開されたことに直接関係するのであるが、岡部によれば、「彼が「誰も受け取りを拒否しないであろう」と予想するのは、あらかじめ彼自身が、それは“誰もが受け取りを拒否しないモノ”であるという知識・情報をもっているからである。このような知識を得るためには、他の商品所持者の多くがこのモノの受け取りを拒否していないという事態が、あらかじめ存在していなければならない」(岡部 [7]248 頁)のだとされる。

つまり、「論理的に循環に陥らざるをえない」(岡部 [7]248 頁)のであるが、岡部においては、この循環を生み出す契機として、商品経済の「外部のもの」(岡部 [7]251 頁)である「貨幣制度」が捉えられている。

「交換を通じてしか自らの欲望を充足しえない商品所持者達からなる世界に“誰もが受け取りを拒否しないモノ”がひとたび投げ入れられたとき、それは、その世界と矛盾することなく、文字通り“誰もが受け取りを拒否しないモノ”として機能しうることを示している」(岡部 [7]248 頁)。

価物 にし、そのことが、銀を媒介とする商品交換の「慣習」を支える論理として捉えられるのではないかと考えたのであった。しかし岡部説の検討を通して、あらゆる商品所有者にとっての 共通等価物 の導出は、内生説 の論理からでは導き出しえないであろうと考えられたのもあった。

このため、クナップのいう「慣習」を、岡部の批判を経た 内生説 を用いて読み込もうとするならば、全ての財は、たとえば銀の一定量と交換されることが慣習的である というふうにはなく、一部の財は、たとえば銀の一定量と交換されることが慣習的である という具合に読み込まれなければならないということになるだろう。その裏側には、他の一部の財は、たとえば銅の一定量と交換されることが慣習的である ということ、さらには、他の一部の財は、たとえば金の一定量と交換されることが慣習的である といったことが含意される。そしてこの限りでは、あらゆる商品所有者にとっての 共通等価物 の論理的な導出は、未だ果たされているとはいえない。この段階で論じうるのは、流通圏 といえは語弊があるだろう（商品流通の実践を念頭に置いているわけではないので）が、それぞれの商品所有者群にとっての 共通等価物 が析出される論理というに留まる。

ここに、前節で見たクナップの議論を援用する余地が存すると考えられる。国家が、たとえば銀を 国家が受取人になる支払 の支払手段として指定するというかたちで関与すると考えることによって、銀を 共通等価物 として析出していない他の商品所有者群の成員も、国家に対する支払の必要から、銀を等価形態に置かざるをえないということがいえることになる。そしてその結果として、銀はあらゆる商品所有者から共通に等価形態に置かれる、つまり「一般的等価物」になることができるだろう。このように、あらゆる商品所有者にとっての 共通等価物 を析出する最後の一押しを担う動力として、国家が受取人になる支払 の支払手段を指定するという国家の権能を効かせることは、一つのあり方であろうと考えられる<sup>32)</sup>。

しかし、仮に両説をこのようなかたちで関係付けることができるとしても、そこからさらに 外生説 の論理が推し進められ、たとえば純然たる紙幣が国家によって指定され、それが 私人間の支払 にも用いられるといった議論が展開される場合には、それは 内生説 そのものとは切断された別個の領域の問題として区別される必要はあるだろう。

前節で検討したように、たとえば国家が紙幣を発行し、それを 国家が受取人になる支払 の支

32) このことは、国家がたとえば金と銀といったように複数の商品を支払手段に指定する場合にも同様に当てはまるであろう。

このとき、国家に支払を行なう経済主体の側から見れば、金と銀のどちらで支払ってもよいのだから、ある経済主体は金を、別の経済主体は銀を等価物に置くといったかたちで、金と銀はいずれも、あらゆる商品所有者にとっての 共通等価物 にはなりえないと考えられることになるかもしれない。しかし、変動常なき市場の特性に鑑みると、どちらか一方の商品のみを等価形態に置くことは、商品経済的な観点からの合理的行動とは考えられない。

たとえば市場での金銀比価が  $n$  期には 金  $1g =$  銀  $10g$  であるとしても、 $n+1$  期には 金  $1g =$  銀  $20g$  に変動する場合もありうるため、また逆の方向に変動することもありうるため、経済主体としてはひとまず金と銀の両方を等価形態に置き、その時々で有利な方の商品で国家に対する支払を行なうことになるであろうと考えられる。

また、現実の歴史的事実の問題として、複数の商品が支払手段として指定される場合、国家は公定比価を定めることになるであろうが、その場合にも論点は基本的には変化することはないであろう。

払手段として指定するとしても、その論理的な通用範囲は、現実がどうであるか、またどうであったかということはひとまず置いて、国家が受取人になる支払、国家が支払人になる支払、そして私人間の賠償に限定されるであろうからである<sup>33)</sup>。

つまり、私的な経済主体間の取引に、クナップが論じる「定形主義」に基づいた「表券的支払手段」が用いられる根拠は、外生説の一側面によって補完される内生説によっては論じえないであろうということなのであり、その意味で内生説は、商品が貨幣になるという商品貨幣説の域を脱することはできないであろうと考えられる。しかしこのことによって逆説的にはあるが、「貨幣は、交換から、交換のなかで、自然発生的に発生するのであり、交換の産物である」(Marx[40]S.97., 訳 150 頁)というかたちで端的にその特徴が表現されるであろう内生説の、どの箇所に国家に代表される統治機構が介在し、あらゆる商品所有者にとっての「一般的等価物」たる貨幣商品が析出されるのかという問題は、考察可能になるであろうと考えられる<sup>34)</sup>。

しかしながら、次節で見る商品-貨幣の同時存在説においては、マルクスの価値形態論ないし交換過程論の検討を通じて、そもそも貨幣なき商品世界を想定し、そこから貨幣の生成を論じることができないという、岡部説と同様の根本的な批判が提示されている。節を改めてこの議論を見ていくことにしたい。

### 3 貨幣生成論と価値の関係主義的把握

本章の冒頭部分において、マルクスが、学説史的には商品貨幣説の系譜に属する議論を展開しているという点には触れておいた。それは具体的には、「価値形態論」であり「交換過程論」であるが、その内容をごく単純化してみれば、商品がいかにして貨幣になるのかという、貨幣の生成を論じたものとしてひとまず読むことができる。さらにそこでは、商品の価値表現の展開が貨幣を必然化させるという、先に見たメンガーの議論の組み立てとは異なるとはいえ、商品世界の内的論理が貨幣を必然化させるという意味で、内生説的な貨幣の生成を論じたものとしてひとまず読むことができるだろう。

しかし、実はマルクスは貨幣生成の論証に成功しているのではなく、失敗しているのだという見

33) このことは、たとえば国家が 1 円 = 金 1g という価格の度量単位を制定し、「定形主義」に基づいた「表券的支払手段」である 1 円金鑄貨 (1g の金を含有しているとして) を発行、そして 国家が受取人になる支払 の支払手段としてこの金鑄貨を指定するといった場合にも当てはまるだろう。

このとき 国家が受取人になる支払、国家が受取人になる支払、そして 私人間の賠償が、この金鑄貨の箇片で行なわれるであろうとはいえるだろうが、内生説に基づく限り、私的な経済主体同士の取引をもこの金鑄貨で行なわれるという論理的な必然性はないだろう。この問題は「マルクス鑄化論の方法」として、山口重克によって検討がなされている(山口[28]187-204 頁を参照されたい)。

34) もちろん現実には国家は、「定形主義」に基づく「表券的支払手段」を導入・指定し、さらには 価格単位の制定 といった諸施策を通じて、商品貨幣説によって導き出される貨幣からはおよそ隔絶される貨幣を創造する(した)であろう。そうした「表券的支払手段」が、どのような要因に基づいて私的な経済主体同士の取引に用いられるようになるのかという、その現実の態様は、別途考察される必要があるだろう。

解も提示されている。それは、「教師的な説明」(Marx[44]S.18., 訳(1)28頁)によって書き改められた初版『資本論』付録以降の価値形態論に依るのではなく、初版『資本論』本文の価値形態に依ることで明らかにされるのだという。

### 3.1 二つの価値形態論 初版『資本論』本文と現行版『資本論』

たとえば向井公敏は次のように述べる<sup>35)</sup>。

従来の価値形態論と交換過程論における二重の貨幣発生論という現行版に固有の上記の問題を、いまや初版本文に即して次のようにいいかえなければならないであろう。すなわち、真に問われるべきは、価値形態論と交換過程論においてなぜマルクスが二通りの貨幣発生論を与えているのかということではなく、全く逆に、なぜマルクスは価値形態論と交換過程論の双方を通じて貨幣形態の理論的導出に成功しなかったのかということではない、と。実際、少なくとも初版本文を見るかぎり、マルクスは貨幣形態の理論的導出に二度失敗しているのである。最初は価値形態論において、二度目は交換過程論において、である(向井[27]55頁)。

ここでは、初版『資本論』本文に拠るならば、マルクスは価値形態論と交換過程論において二つの貨幣生成論を論じているのではなく、この二つの論理において、貨幣形態の「理論的導出」にいずれも失敗しているのだとされている。つまり、「価値形態論と交換過程論における二重の貨幣発生論という久留間を悩ませた難問」(向井[27]54頁)も、そもそもマルクスが「貨幣発生論」の論証に失敗しているのであれば、問題にはならないのだとされる。その意味で向井のこの文言は、「従来の価値形態論と交換過程論」に対して行なわれてきた解釈とは異なる解釈の提示と見ることができる。

ではマルクスは、価値形態論と交換過程論において、いかなる論理で一般的等価物を導き出しているだろうか。まず現行版『資本論』の価値形態論に依りながらこの点を見ていくことにしたい。

マルクスは、「全体的な、または展開された価値形態」(形態 II)を考察して次のように述べている。

展開された相対的価値形態は、単純な相対的価値表現すなわち第一の形態の諸等式の総計から成っているにすぎない。たとえば、

$$20 \text{ エレのリンネル} = 1 \text{ 着の上着}$$

$$20 \text{ エレのリンネル} = 10 \text{ ポンドの茶}$$

などの総計からである。

<sup>35)</sup> 貨幣の生成論としてマルクスの価値形態論を捉えない論考として、向井のほかには正木八郎(正木[22])、片岡浩二(片岡[11])の論考をひとまず挙げることができる。また、これら諸氏から高い評価を得ているのが、ベネティ(Carlo Benetti)、カルトリエ(Jean Cartelier)らによって提示された「貨幣的アプローチ」となっている。海老塚明(海老塚[5])からは、「貨幣的アプローチ」の問題関心の概要を得ることができる。

しかし、これらの等式は、それぞれ、逆にすればまた次のような同じ意味の等式をも含んでいる。

すなわち

1 着の上着 = 20 エレのリンネル

10 ポンドの茶 = 20 エレのリンネル

などを含んでいる (Marx[44]S.79., 訳 (1)122 頁)。

ここでは、形態 II が「単純な、個別的な、または偶然的な価値形態」(形態 I) の「寄木細工」(Marx[44]S.78., 訳 (1)121 頁) であることがまず指摘されている。そしてこれら諸等式が「enthält aber rückbezüglich auch die identische Gleichung」, つまり、「しかしまた再帰的な同一の等式を含む」のだとして、リンネルが等価形態に置かれた価値形態を提示する。この移行の手順は、形態 I を考察する際に述べられた以下の文言の再現とひとまず見ることができるだろう。

もちろん、20 エレのリンネル = 1 着の上着 または、二〇エレのリンネルは一着の上着に値するという表現は、1 着の上着 = 20 エレのリンネル または一着の上着は二〇エレのリンネルに値するという逆関係を含んでいる。しかし、そうではあっても、上着の価値を相対的に表現するためには、この等式を逆にしなければならない。そして、そうするやいなや、上着に代わってリンネルが等価物になる。だから、同じ商品が同じ価値表現で同時に両方の形態で現われることはできないのである。この両形態はむしろ対極的に排除しあうのである (Marx[44]S.63., 訳 (1)95-6 頁)。

ここでもマルクスは、「20 エレのリンネル = 1 着の上着」という表現が、「1 着の上着 = 20 エレのリンネル」という「逆関係 (Rückbeziehungen)」を含んでいるのだという。しかし、そのためには「20 エレのリンネル = 1 着の上着」という等式を逆にしなければならず、そして逆にした場合には、上着ではなくリンネルが等価形態に置かれるのだという。等式の左辺を相対的価値形態と呼び、右辺を等価形態と呼んで、「20 エレのリンネル = 1 着の上着」を逆にすれば、「1 着の上着 = 20 エレのリンネル」となる。このとき、逆にする前に相対的価値形態に置かれていた商品は等価形態に、等価形態に置かれていた商品は相対的価値形態に置かれるのだから、「同じ商品が同じ価値表現で同時に両方の形態で現われることはできない」。

問題は、リンネルの価値が表現される「20 エレのリンネル = 1 着の上着」を逆にすることによって、上着の価値が表現される「1 着の上着 = 20 エレのリンネル」が得られるとしても、この両者が再帰的な (rückbezüglich) 関係にあるのか否かということになる。「20 エレのリンネル = 1 着の上着」という等式を 逆にすれば別の事柄を意味する等式が得られる。しかしここから、「20 エレのリンネル = 1 着の上着」ならば「1 着の上着 = 20 エレのリンネル」とすることは必ずしもできまい。それが可能であるのは唯一、20 エレのリンネルと 1 着の上着とが実際に交換された場合のみであろう<sup>36)</sup>。

<sup>36)</sup> 20 エレのリンネルと 1 着の上着とが実際に交換された場合には、「20 エレのリンネル = 1 着の上着」というリンネルの価値表現は、再帰的に 上着の価値表現である「1 着の上着 =

しかし、初版『資本論』付録以降の価値形態論においては、以下の文言が付け加えられることによって、先に引用した形態 II から形態 III への移行は、まさにそうした実際の交換が意味されているのだとされることとなる。

じっさい、{ある人が彼のリンネルを他の多くの商品と交換し (1)}、したがってまた {リンネルの価値を一連の他の商品で表現するならば (2)}、必然的に {他の多くの商品所持者もまた彼らの商品をリンネルと交換し (3)} なければならず、したがってまた {彼らのいろいろな商品の価値を同じ第三の商品で、すなわちリンネルで表現しなければならない (4)}。

そこで、20 エレのリンネル = 1 着の上着 または = 10 ポンドの茶 または = etc. という列を逆にすれば、すなわち事実上すでにこの列に含まれている逆関係を言い表わしてみれば、次のような形態が与えられる (Marx[44]S.79., 訳 (1)122-3 頁、なお文中の中括弧と数字は引用者による)。

ここでは引用部分の (1) と (3) が、(1) ならば (3) というかたちで繋がることを根拠にして、(2) ならば (4) であるのだとされている。確かに、リンネルが他の商品と交換された (1) ということは、その裏面として、リンネルと交換された 他の商品はリンネルと交換された (3) ということを含意する。つまり、(1) ならば (3) であり、これは交換を双方の側から言い換えたものとして理解することができる。そしてそうであれば当然というかたちで、リンネルの価値が他の商品で表現される (2) ということは、「逆の関係」である 他の商品の価値がリンネルで表現される (4)、つまり (2) ならば (4) とされているが、この言説そのものについていえば、マルクスの議論に問題があるとはいえないところであろう。

しかしこの文言が、商品の価値形態を考察する箇所に挿入されているという点については検討の余地が残される。というのは、仮に価値形態論で考察される「リンネル 20 ヤール = 1 着の上着」が再帰的に逆の関係を含み、それが実際に交換が行なわれたということを意味するのであれば、この関係を起点にして「貨幣形態に至るまで追跡する」(Marx[44]S.62., 訳 (1)94 頁) 必要はなくなるであろうからである。ただ 交換が行なわれた、という事実が論じられることになるだけであろう。

しかしそうではなく、相対的価値形態の側の商品から「能動的」(Marx[44]S.63., 訳 (1)95 頁) に価値表現がなされ、その結果として、「受動的な役割を演じている」(Marx[44]S.63., 訳 (1)95 頁) 等価形態の側の商品に、「直接的交換可能性」(Marx[44]S.70., 訳 (1)107 頁) が付与されるという議論が展開されてきていることに鑑みるならば、リンネルの価値が他の商品で表現される (2) ということは、他の商品の価値がリンネルで表現される (4) こととはひとまず区別され、それ自体で独立に自存可能なものとして捉えられなければならないということになるだろう。つまり、初版『資本論』付録以降において付け加えられた上記引用部分は、それそのものを単独で取り出して吟味する場合には筋が通っているとしても、価値形態論全体の流れの中で見る場合には、それまでの

---

20 エレのリンネル」を生じさせているということになるだろう。そうでなければ、この交換が実際に行なわれることはない。

展開を堰き止める障壁となってしまっている感が否めない。このため、現行版『資本論』においても、形態 II から形態 III への移行は必ずしも成功しているとはいえないとされるが、ともかく現行版『資本論』においては、この議論が挿入されることによって、リンネルを「一般的等価形態 (allgemeinen Äquivalentform)」に置く周知の形態 III が導き出されることになる。

しかしこの移行の問題は、初版『資本論』本文の価値形態論では、逆説的な意味において、より説得的に論じられている。マルクスは、初版『資本論』本文で以下のように論じている。

第二の形態は、第一の形態の諸等式だけの合計から成り立っている。しかし、これらの等式のそれぞれ、たとえば 20 エレのリンネル = 1 着の上着 は、その逆の関係 1 着の上着 = 20 エレのリンネル をも包括しているのであって、ここでは上着が自分の価値をリンネルで示しており、まさにそれゆえにリンネルを等価物として示しているのである。ところで、こういうことはリンネルの無数の相対的な価値表現のどれにも当てはまるのだから、そこでわれわれは次のような形態を得るのである (Marx[43]S.36., 訳 61 頁)。

ここでも「20 エレのリンネル = 1 着の上着」ならば「1 着の上着 = 20 エレのリンネル」という「逆の関係 (Rückbeziehung)」を根拠にして、「相対的な価値の第三の、倒置された、または逆の関係にされた第二の形態」が導き出されている。先にも検討したように、「20 エレのリンネル = 1 着の上着」が与えられるとしても、そこから再帰的に「1 着の上着 = 20 エレのリンネル」が引き出されるわけではないと考えられる。このため、「20 エレのリンネル = 1 着の上着 は、その逆の関係 1 着の上着 = 20 エレのリンネル をも包括している」という点は首肯し難い。しかし、「20 エレのリンネル = 1 着の上着」を逆にすれば、上着の価値が表現される「1 着の上着 = 20 エレのリンネル」が得られ、「リンネルの無数の相対的な価値表現」を逆にすれば、無数の商品の価値がリンネルで表現される価値形態が得られるということは論じることはできるだろう。つまり、「逆の関係」を「包括している」云々という問題を別にすれば、リンネルを等価形態に置く「逆の関係にされた第二の形態」を提示すること自体は可能であろうと考えられる。しかしながら、ここにも問題は残されるのであり、それを明示した点に、初版『資本論』本文における価値形態論の特徴を見出すことができる。

リンネルに当てはまることは、どの商品にも当てはまる。リンネルの展開された相対的な価値表現 (形態 II) は、ただリンネルの多数の単純な価値表現から成っているだけであって、この価値表現においてはリンネルはまだ一般的な等価物として現われてはいない。むしろここではおのおの他の商品体がリンネルの等価物となっており、したがって直接にリンネルと交換されうるものであり、したがってまたリンネルと位置を替えることができるのである。

それゆえ、われわれは最後に次のような形態を得るのである (Marx[43]S.42-3., 訳 75 頁)。

ここでいわれていることは要するに、「リンネルに当てはまることは、どの商品にも当てはまる」という点に尽きるだろう。ただし、リンネルについての「展開された相対的な価値表現」(形態 II) において、「他の商品体がリンネルの等価物となっており、したがって直接にリンネルと交換されうる」という点はそうであるとしても、「したがってまたリンネルと位置を替えることができる」

という点には依然として問題が残されるであろうと考えられる<sup>37)</sup>。

しかしこの問題を措くならば、「最後に次のような形態を得る」として、多数の商品についての「展開された相対的な価値表現（形態 II）」（＝形態 IV）が導き出されている点に、論理的な瑕疵があるとは思われない。リンネルについての形態 I，形態 II，そして形態 III が可能であるとすれば、同じように上着，コーヒー，茶，鉄，小麦等々についても、リンネルと同じことが当てはまるはずだからである。そして、そうであるとすれば、上着，コーヒー，茶，鉄，小麦等々の「展開された相対的な価値表現（形態 II）」も、逆の関係にされることによって別の価値表現関係を意味するものとなり、次の帰結が導かれることになるだろう。

どの商品でもがそれ自身の現物形態をすべての他の商品にたいして一般的な等価形態として対立させるとすれば、すべての商品がすべての商品を一般的な等価形態から除外することになり、したがってまた自分自身をもその価値の大きさの社会的に認められる表示から除外することになる（Marx[43]S.42., 訳 76 頁）。

つまり、各商品についての形態 II が逆にされれば、各商品が一般的等価形態に置かれる形態 III が導かれることになるのであって、商品世界は、統一的な価値の表現様式を終に持ちえないということがここではいわれている。このことに率直に言及し、現行版『資本論』で導き出される事実上の貨幣形態である形態 III の成立を否定する点が、初版『資本論』本文の価値形態論の特徴になる。

現行版『資本論』における形態 III の導き出し方には、論理的に首肯し難い点が残され、その意味で一般的価値形態の成立に疑問が残されるのであるが、初版『資本論』本文においては、論理的に（「逆の関係」が「包括」されているという点の問題は残されるものの）一般的価値形態の不成立が論証されていると見ることができる。このため、現行版『資本論』にしても、初版『資本論』本文の価値形態論にしても、これを貨幣生成論として理解することには二の足を踏まざるを得ないということになる。

---

<sup>37)</sup> ここでのマルクスの叙述も、価値形態論における「20 エレのリンネル = 1 着の上着」という等式が、交換が行なわれたことを意味するものとして捉えられているという解釈を惹起するものとなっている。

しかし同じ初版『資本論』本文には、「(等価形態体にある 引用者)上着のほうは、たしかにただ、リンネルがそれ自身の価値の現象形態としての、したがってまたリンネルと直接に交換されうるものとしての、上着に関係する限りにおいてのみ、等価物である。ただこの関係のなかにおいてのみ上着は等価物なのである。しかし、上着は受動的にふるまっている。それは決してイニシアチブを取ってはいない。上着が関係のなかにあるのは、それが関係させられるからである。それだから、リンネルとの関係から上着に生ずる性格は、上着のほうからの関係の結果として現われるのではなくて、上着の作為なしに存在するのである」(Marx[43]S.33-4., 訳 55 頁)という文言も見られるのであり、価値形態論の特徴を示しているのはこの見方であると考えられる。

なお、相対的価値形態の側からなされる一方的な価値表現の特性を、商品所有者の存在を明示的に取り入れることによって論じたのは宇野弘蔵であった。商品の価値表現は再帰的な関係を含む「相互的」なものとして行なわれるのではなく、あくまでも一方的に「相対的」に表現されるものであるという指摘の妥当性は、今日なお有効であろう(宇野・向坂編 [4]157-67 頁を参照)。



では、もう一つの貨幣生成論とされる交換過程論において、貨幣はどのような論理に基づいて導き出されているだろうか。

### 3.2 商品-貨幣の同時存在説ないし貨幣先行説

マルクスは交換過程論<sup>38)</sup>において次のように述べる。

どの商品所有者にとっても、他人の商品はどれでも自分の商品の特殊的等価物とみなされ、したがって自分の商品はすべての他の商品の一般的等価物とみなされる。だが、すべての商品所有者が同じことをするのだから、どの商品も一般的等価物ではなく、したがってまた諸商品は互いに価値として等置され価値量として比較されるための一般的な相対的価値形態をもっていない。したがってまた、諸商品は、けっして商品として相対するのではなく、ただ生産物または使用価値として相対するだけである (Marx[44]S.101., 訳 (1)158-9 頁)。

ここでは、前項で見た初版『資本論』本文の価値形態で論じられた形態 IV とそれを逆にして得られる形態が、「商品所有者 (Warenbesitzer)」の視点から述べられているといえる。ただし、自分の所有する商品の価値を他の商品を用いて表現するとすれば、その用いられた商品が「自分の商品の特殊的等価物とみなされる」という点はそうであるとしても、ここから直ちに、「したがって自分の商品はすべての他の商品の一般的等価物とみなされる」かどうかという点には注意が必要であろう。もっとも、これを商品所有者の願望と解するならば、このように考えることもできなくはないかもしれない<sup>39)</sup>。しかしその場合には、「他の商品の一般的等価物とみなされる」というのではなく、自分の商品を 他商品の一般的等価物とみなしたい ということがいいうのみであろう。このため、「したがって (daher)」という接続によって「他の商品の一般的等価物とみなされる」という文言が続けられている点については、 $x$  量の A 商品 =  $y$  量の B 商品 ならば再帰的に  $y$  量の B 商品 =  $x$  量の A 商品 であるという、マルクスの価値形態理解の痕跡が示されていると見ることができ、この点には問題が残されると考えられる。

しかし、「他の商品の一般的等価物とみなされる」かどうかという問題をひとまず措けば、上記引用文でいわれていることは要するに、各商品所有者が形態 II を展開するのであれば、「一般的な相対的価値形態」つまり形態 III は出現せず、したがって、一般的等価物を介しての事物の交換 (商品交換) が行なわれることはなく、ただ物々交換が行なわれうるのみであるということであ

<sup>38)</sup> 価値形態論と異なり、交換過程論においては、初版『資本論』と現行版『資本論』との間に大きな差異は存在しない。このため、交換過程論の叙述は現行版『資本論』を参照していくことにする。

<sup>39)</sup> 本文の引用部分の前の段落で、マルクスは次のように述べている。  
「どの商品所有者も、自分の欲望を満足させる使用価値をもつ別の商品とひきかえにでなければ自分の商品を手放そうとはしない。……他方では、……自分の気に入った同じ価値の他の商品でさえあれば、その商品の所有者にとって彼自身の商品が使用価値をもっているかどうかにかかわらず、どれででも実現しようとする」(Marx[44]S.101., 訳 (1)158 頁)。  
引用の後半部分に、各商品所有者の願望が端的に表現されているといえるだろう。つまり、自分が相手の商品を欲している場合、相手が自分の商品を欲しているかどうかにかかわらず、相手の商品を自分の商品と引き換えに獲得したいという願望である。

ろう。そしてここで、マルクスの「商品所有者」は「当惑のあまり、ファウストのように考えこむ」(Marx[44]S.101., 訳(1)159頁)ことになる。しかし「太初に業ありき」(Marx[44]S.101., 訳(1)159頁)なのだともマルクスは考える。

彼らは、考えるまえにすでに行なっていたのである。商品の本性の諸法則は、商品所有者の自然本能において自分を実証したのである。彼らが自分たちの商品を互いに価値として関係させ、したがってまた商品として関係させることができるのは、ただ、自分たちの商品を、一般的等価物としての別の或一つの商品に対立的に関係させることによってのみである。このことは、商品の分析が明らかにした。しかし、ただ社会的行為だけが、ある一定の商品を一般的等価物にすることができる。それだから、他のすべての商品の社会的行動が、ある一定の商品を除外して、この除外された商品で他の全商品が自分たちの価値を全面的に表わすのである。このことによって、この商品の現物形態は、社会的に認められた等価形態になる。一般的等価物であることは、社会的過程によって、この除外された商品の独自の社会的機能になる。こうして、この商品は 貨幣になるのである (Marx[44]S.101., 訳(1)159頁)。

ここではまず、各主体が所有する事物は、一般的等価物と「対立的に関係させ」られることによって、それら事物は「商品として関係」させられことになるのだとされている。これは言い換えれば、各事物が一般的等価物と「対立的に関係」する、つまり価格を持つことによって、それら事物を「価値として」互いに比較することが可能になるということであろう。たとえば100gの茶と500gの米を、重量として比較するならば、後者は前者の5倍重い。しかし、この両者を「価値として」比較するためには、マルクスによれば「第三の商品」(Marx[44]S.103., 訳(1)162頁)である一般的等価物と関係させなければならない。たとえばそれが金であり、かつ  $100\text{gの茶} = 3\text{gの金}$  と  $500\text{gの米} = 1\text{gの金}$  という価格が適宜性<sup>40)</sup>を有する場合には、前者は後者よりも3倍の価値を持つといえることになる。問題は、各主体が所有する事物を「価値として」比較することを可能ならしめ、諸事物に商品形態を付与する一般的等価物が、どのように出現するのかという点に存する。

この問題に対してマルクスは、「社会的行為」、「他のすべての商品の社会的行動が、ある一定の商品を除外」する、つまり、ある一定の商品のみで自らの商品の価値を表現するという「社会的行動」が一般的等価物を出現させ、諸事物は「価値として」比較可能になるのだと回答する。しかし、それは回答になっていないのだと向井は考え、その理由を次のように述べる。

マルクスがここで語っている唯一のことは、貨幣形態が成立するためには「他のすべての商品」が「ある特定の商品」を一般的等価物として排除しなければならないが、このような一商品の排除はただ商品所有者たちの「社会的行為」によってのみ可能であるということにす

<sup>40)</sup> 投下労働価値説を想定するマルクスの場合(マルクス価値論には二つの側面が存在するという問題は後に本文で扱う)、この適宜性は、茶と米と金を生産する「社会的に必要な労働時間」(Marx[44]S.53., 訳(1)78頁)によって規定されることになるであろう。

ぎず、この「社会的行為」の具体的内容については一言も触れられていないからである。というより、マルクスはここでただちに、歴史上の商品流通はつねに貨幣なしにはありえなかったという自明の事実を追認することによって、彼自身が初版本で提起した貨幣導出のアポリアを解決するのではなく消去しているに過ぎないというべきである(向井 [27]67 頁)。

つまりマルクスは、一般的等価物が商品所有者の「社会的行為」によって出現するとはいうものの、「この「社会的行為」の具体的内容については一言も」触れていないということがまず一点。そして、初版『資本論』本文において論理的に提示された、「貨幣導出のアポリアを解決するのではなく消去しているに過ぎない」ということがもう一点。以上の二点が、マルクスの交換過程論に見られる難点としてここでは挙げられている。確かに、初版『資本論』本文では論理的に一般的等価物の導出が断念され、現行版『資本論』では論理的に疑問の余地を残すかたちで一般的等価物が導出され、そして交換過程論では、その具体的内容が伏せられた「社会的行為」の指摘によって一般的等価物が導出されている点に鑑みるならば、マルクスは「二通りの貨幣発生論」を提示しているというよりも、「貨幣形態の理論的導出に二度失敗している」という向井の指摘は妥当であるように思われる。

しかし、前節・前々節で見た 内生説 の議論は、向井が指摘するマルクスに見られるこうした問題点を受け止め、一般的等価物を出現させる「社会的行為」の「具体的内容」を示す論理として位置付けられるのではないかと筆者は考えるが、そうではないのだということを、向井は次のように論じる。

最近の宇野派の一部に顕著に見られるように、貨幣形成に先立ってあらかじめ「商品経済的利益の最大化を行動原則とする経済人」を想定し、貨幣がこのような「経済人の行動の中から生成するという論理を構成」しようとする彼らの試みは、かつての C・メンガーや今日の新古典派の方法論的個人主義にかぎりなく接近するものといってよいであろう。その意味で、われわれの理解によれば、今日の宇野理論による価値形態論の交換過程論化は、結局のところ、貨幣以前の商品所持者というマルクスのドグマを無批判に踏襲し、発展した商品流通としての市場を「経済人」という「理念化された等質的主体」の集合体へと還元することによって、「純粋に経済的なカテゴリー」としての貨幣という古典派以来のフィクションをしたがってまた政治的なものと経済的なものとの古典的二分法を 忠実に再現するものといって過言ではない(向井 [27]82-3 頁)。

この引用部分で述べられていることを先回りして一言でまとめるならば、内生説 は単なる「フィクション」に過ぎないということになるだろう。「方法論的個人主義」、「経済人」、「価値形態論の交換過程論化」といったいくつかの論点が提示されてはいるが、その力点は、内生説 における「貨幣以前の商品所持者」の想定という点に置かれていると見ることができる。この想定のもとに出発するからこそ、内生説 は、「経済人」としての商品所有者をあらかじめ前提し、経済人の行動 を追跡することによって貨幣を導き出す「フィクション」に陥るとというのが、向井のいわんとされることであろうと思われる。そしてそれは、「政治的なものと経済的なものとの古典的

二分法」に行き着くのだともされている。

確かに、前節において試みた 内生説 と 外生説 との関連を問うといった視点は、「経済的なもの」として 内生説 を、そして「政治的なもの」として 外生説 を対応させることができるのであり、その意味で向井の指摘は当たっている。しかし、「古典派以来」といわず経済学が、政策判断と密接な関係を有してきた(いる)ことに鑑みるならば、何についての政策を行い、何について判断するのかといった問題を明確にさせるという意味で、そうした二分法に基づく考察は故無きことではないとも筆者は考えるが、向井においては次の見解が対置される。

われわれの理解によれば、貨幣は歴史上の物々交換からの必然的産物でもなければ、「経済人」という「理念化された等質的主体」の行動の合成された結果でもない。逆である。国家によってであれ、私人の手によってであれ、貨幣の制度的創出こそが、富への際限のない欲望(一般的欲望)を貨幣へと一点集中させることによって商品に対する交換者の欲望を特殊な使用価値に対する直接的・個人的欲望へと転化させ、それによつてはじめて「交換者たちの暴力的な敵対関係を排除」し、いわゆる間接交換のルールを確立することを可能にするのである。いいかえれば、貨幣以前の商品と商品の個別的価値関係ではなく、商品と貨幣との逆転不可能な非対称的關係こそが、いふならば価値空間を制度化することによつて、商品世界の「市民」としての諸商品相互の安定的で対称的な関係(全面的商品交換)を可能にし、その「代理人」である商品所持者に効用の最大化を行動原則とする「経済人」という「自然本能」を賦与するのであって、逆ではないということである。まさにその意味でわれわれにとって、貨幣はもはや「純粹に経済的なカテゴリー」と見なされることはできない。むしろそれは、全面的商品交換を基本的な社会関係とする「商品社会の統合の源泉」にほかならないというべきである(向井 [27]83 頁)。

ここで論じられている内容は、内生説 の「逆である」ということを念頭に置くならば解読し易くなるだろう。まず冒頭部分では、内生説 的な貨幣理解、つまり貨幣は商品世界から発生するという見解が否定され、「国家によってであれ、私人の手によってであれ」というかたちで、ともかく「貨幣の制度的創出」が要請されるというふうと考えられていると見ることができる。

それに続いて、「交換者」の「欲望」についての言及がなされているが、向井によれば、貨幣に向けられる「富への際限のない欲望(一般的欲望)」の「一点集中」がまず想定され、そのことによつて、交換者が個々の商品に対して抱く「直接的・個人的欲望」への「転化」が促されると考えられているといえるだろう<sup>41)</sup>。

41) 「交換者たちの暴力的な敵対関係を排除」(Aglietta, Orléan[46] 訳 33 頁)というアグリエッタ(Michel Aglietta)らの言説が引かれていることから推して、「人は欲望の究極目的を決して汲み尽くすことができない。つまり完全性を必死で追い求めることに終止符を打つことも、たえず欲求不満を引き起こす探求に終止符を打つこともできない。そのために、各人が物を得ようとする熱望は、アプリアリには際限のないものとなる」(Aglietta, Orléan[46] 訳 36 頁)ということが念頭に置かれていると考えられる。

とはいえ、「完全性を必死で追い求めること」や「探求」ということが、「そのために」という接続を引き起こし、「各人が物を得ようとする熱望は、アプリアリには際限のないも

そのあとに「いいかえれば」というかたちで、向井のいわんとすることが提示される。すなわち、貨幣あればこそ「効用の最大化」とか「経済人の「自然本能」といった事柄を考えることができるのであって、もし仮に貨幣が存在しなければ、そうした事柄も想定しえなくなる。とすれば、貨幣を前提にはじめて想定しうる要因から貨幣を導き出そうとする論理、つまり 内生説 は転倒しているのであって、貨幣なかりせば「諸商品相互の安定的で対照的な関係（全面的商品交換）」もありえないとされる。また、これと同等の内容が論じられたものとして、以下の言説を挙げることもできるだろう。

貨幣を捨象した二商品の価値関係から出発する貨幣以前の価値形態論とは正反対に、発展した商品流通の存立構造論としての価値形態論においては、商品と貨幣は、最初から、市場の内部で商品の価値表現を唯一可能にする相互に不可分の非対称的な両極として、同時に定義されなければならない。市場に存在するすべての商品（財およびサービス）を通約可能なものにする社会的同質性としての価値は、ただこのような商品と貨幣との関係の内部でしか現われることができない。いいかえれば、貨幣以前に商品と商品との同等性があらかじめ存在し、しかるのちに一商品が排除されることによって商品・貨幣関係が成立するのではない。逆である。商品と貨幣との非対称的な関係こそが、諸商品の同等性（価値関係）を、貨幣によって「媒介された関係」として市場の内部に出現させるのである。というより、貨幣との関係の外部では、諸商品は相互に価値関係をもつことができず、したがってまた「けっして商品として相対するのではなく、ただ生産物または使用価値として相対するにすぎない」というべきであろう（向井 [26]126-7 頁）。

ここでは、「発達した商品流通の存立構造論として」価値形態論を考えるならば、「二商品の価値関係から出発する」のではなく、「最初から」商品と貨幣を所与のものとして、「商品と貨幣との非対称的な関係」が考察されなければならないということが大枠では述べられている<sup>42)</sup>。つまり向

---

のとなる」かどうかという点については、更なる検討が必要であろうと思われる。しかし、人間の果てることのない、そして他者に向けられれば「殺害と復讐」( Aglietta, Orléan[46] 訳 37 頁) に帰結すると捉えられている「欲望」を、「物の占有へとそらすことができる社会」( Aglietta, Orléan[46] 訳 37 頁) として商品経済社会が捉えられている点は興味深い。

<sup>42)</sup> また、次項での考察を先取りすることになってしまうが、ここではもう一点注目すべき論点が提示されている。それは、「いいかえれば」以下で論じられている商品の価値規定に関する言説のなかに見出すことができる。そこでは要するに、貨幣なくして諸商品の「同等性」を考えることはできず、「商品と貨幣との非対称的な関係こそが」、諸商品の「同等性」を「市場の内部に出現させる」と論じられている。問題は、ここでいわれている「出現」の意味をいかに解釈するかという点に存する。

確かに、「発達した商品流通」において、諸商品の「同等性」は価格として「出現」するより他ないであろうと考えられる。しかしここでいわれている「出現」には、二様の解釈が可能であろう。

一つは、何らかの存在（実体 といってもよいかもしれない）が、「商品と貨幣との非対称的な関係」を与えられることで 現象する という意味での「出現」であり、もう一つは、「商品と貨幣との非対称的な関係」が、何らかの存在を新たに「創り出す」という意味での「出現」である。

向井 [26]（注 112）では、貨幣はそれ自身の価値を持つことができない という論点で次のように述べられており、後者の意味での「出現」が念頭に置かれているであろうと推察でき

井においては、商品が貨幣になるという生成の観点から価値形態論は理解されるべきではなく、商品-貨幣は同時に存在するという商品-貨幣の同時存在説、ないし、貨幣がなければ事物に商品形態が付与されることはないという意味で、貨幣先行説が提示されていると見ることができる(43)。

以上に見られた検討を通して、マルクスの価値形態論ないし交換過程論を、貨幣生成論として理解することはできないとされている。そしてそうではなくて、諸事物は貨幣との関係の中で価格という同質性を獲得し、そのことによって商品形態を得るという、「発達した商品流通における商品・貨幣関係の存立構造論としての価値形態論」(向井 [26])こそが、今日省みられるべき真のマルクスの叙述なのだという見解が提示されている。

このように見るとき、他ならぬマルクス自身はといえば、自らの「真の叙述」の意義を自覚しきれず、価値形態論ないし交換過程論を、結局、貨幣生成論として展開してしまったのだという評価が下されることになる。しかしそれは、マルクスが古典派経済学から継承した遺物に過ぎないのだともされる。これを向井は、「マルクスが古典派経済学から継承した価値論の古いパラダイム」(向井 [26]88頁)と概括する。多岐にわたる論点が提示されている一連の論考(向井 [24, 25, 26, 27])

---

る。

「価値の概念についてのわれわれの理解からすれば、貨幣価格という社会的に妥当な現象形態をもたない価値、いうなれば社会的に現象することのできない価値、なるものは、事実上無に等しい」(向井 [26]130頁)。

この言説は、「商品の価値表現の「反射規定」」(向井 [26]130頁)である購買力としての「貨幣の価値」ではなく、「貨幣自身の価値」(向井 [26]130頁)を価格で表現することはできないという文脈で述べられている。「現象形態」という表現が用いられているため、この文意を、貨幣による何らかの「実体」の「現象」と解釈することもできなくはないが、「現象することのできない価値」は「事実上無に等しい」と述べられていることに鑑みるならば、貨幣と離れて独立に「実体」が存在するというのではなく、商品-貨幣という関係が、「実体」を創り出すものとして捉えられているといえるだろう。

43) 初版『資本論』本文の価値形態論で提示される「形態IV」を検討して、正木八郎も次のように述べる。

「形態IV」は、価値形態論における形態構成の論理によっては一般的等価形態の成立が解けないだけでなく、そこに内在する矛盾は商品間の関連、それゆえ商品所有者の相互的行為に関連に内在しない超越的なものによってしか解決されないことを示している。つまりなにかあるものが、まさに非商品という資格においてあの矛盾を解決するしかないということが示唆されているのである。「形態IV」にとどまるかぎり、貨幣と商品、したがって価値規定との相互前提的同時存在関係が明示される」(正木 [22]24-5頁)。

つまり言い換えれば、価値形態論ないし交換過程論で貨幣形態が導き出されたことによって、貨幣と商品との「相互前提的同時存在関係」が不明確にされてしまったという評価がなされているといえるだろう。

また、片岡浩二も次のように述べる。

「貨幣を諸個人の内面や物の性質から直接的に発生させる論理は、貨幣に至るまでの筋道に「貨幣を仕込んで」おく矛盾を免れえないのである」(片岡 [11]150頁)。

「商品・貨幣の両者の形態規定性は、もともと互いに外的な契機でありながら、「互いに不可分な契機」でもあり、互いに他を前提とするパラドキシカルな「循環論」的構成を示しているということである。その場合、貨幣を捨象したうえで、商品群の中から一つの商品を排除するという内的論理による貨幣生成の概念的展開は、そもそも不可能になる」(片岡 [11]151頁)。

ここでも、貨幣の生成論はそもそも論じえないという視点が表明されているといえるだろう。

から、その「古いパラダイム」を逐一取り出すことは必ずしもできることではないが、二点に絞って述べれば、マルクス価値論の一面として位置付けられている「リカード価値論の問題構制を単に継承しているにすぎない」(向井 [25]95 頁)という点と、「貨幣の捨象 貨幣の商品世界への還元」(向井 [25]99 頁)という点が挙げられることになるだろう。

### 3.3 貨幣生成論と価値の関係主義的把握

まず、「リカード価値論の問題構制を単に継承しているにすぎない」という点についていえば、これはまた、「価値の実体と価値の量」についての古典派の理論的命題「体化労働価値論」(向井 [25]89-90 頁)、「労働時間による価値の量的規定にかかわる諸問題」(向井 [25]95 頁)と言い換えられてもいる。こうした「価値論の古いパラダイム」と、マルクス固有のものと目されるマルクス価値論との関係は、「経済学を理解にとって決定的な跳躍点である」(Marx[44]S.56., 訳 (1)83 頁)とマルクス自身が考えた「労働の二重性」の把握、具体的には、価値の実体として規定された「抽象的人間労働」をいかに捉えるかという点をめぐっての研究を想起させる<sup>44)</sup>。

マルクスは、「1クォーターの小麦 = a ツェントナーの鉄」(Marx[44]S.51., 訳 (1)75 頁)という交換関係を取り出し、「或る一つの第三のもの」(Marx[44]S.51., 訳 (1)75 頁)が両辺に存在するがゆえに、この等置が行なわれるのだと考えた。その「第三のもの」が「抽象的人間労働」として捉えられ、これについてマルクスは、「人間労働力の支出」(Marx[44]S.52., 訳 (1)77 頁)、「社会的実体」(Marx[44]S.52., 訳 (1)77 頁)といった規定を与えており、それをいかに把握すべきかという点をめぐって、膨大な研究が蓄積されることになる。向井はこの点を次のように端的にまとめる。

これまでの見解を大別すれば、一方で抽象的人間労働は商品交換に先行する直接的生産過程での人間労働力の生理学的支出(いわゆる体化労働)にほかならず、まさにそれゆえにあらゆる社会に共通する歴史貫通のカテゴリーであると主張する超歴史説もしくは体化労働説と、他方これを商品交換においてはじめて成立する概念(関係概念)として捉え返し、その意味で商品生産に固有の歴史のカテゴリーとする歴史説もしくは社会関係説とに分かれるといえるが、この問題をめぐる最近の内外の論争整理のなかでもあきらかにされているように、今日では、このような抽象的人間労働の解釈上の相違の背後には、いかなれば価値概念の実体主義的把握と関係主義的把握との対立が、さらにいえばマルクス価値論に固有の問題をめぐる体化労働パラダイムと社会関係パラダイムとの対立が存在しているといっていよい(向井 [24]50-1 頁)。

ここでは、マルクスが論じる「抽象的人間労働」には、「商品交換に先行する直接的生産過程での人間労働力の生理学的支出」(「体化労働説」)という意味と、「商品交換においてはじめて成立する概念」(「社会関係説」)という意味の二様の側面を見出すことができ<sup>45)</sup>、それは、マルクス価値

<sup>44)</sup> 「抽象的人間労働」に関する研究は膨大な蓄積がなされているため、それらを逐一列挙することはできないが、明石 [1]、正木 [19] から研究史の概要を得ることができる。

<sup>45)</sup> 本文の引用部分では、「抽象的人間労働」は「歴史貫通のカテゴリー」なのか、それとも「歴

論に存在する二つの「パラダイム」、すなわち「体化労働パラダイム」と「社会関係パラダイム」に由来するのだとされている。そして、この点をめぐる論争は、向井においては次のように結論付けられている。

抽象的人間労働をめぐるこれまでの体化労働説と社会関係説の対立も、実は両者のいずれか一方の解釈上の欠陥を意味するものではなく、むしろ『資本論』における実体概念のアンビヴァレンとな規定にまさにもその意味でマルクスの叙述そのもののなかに由来するものにほかならないのである（向井 [25]89 頁）。

つまり、マルクスの言説から「体化労働説」を読み取ることも、また「社会関係説」を読みこも等しくできるのであり、一方が正しく他方が誤りであるということにはならないのだとされ、問題はそうした解釈を可能ならしめる、実体概念についての『資本論』の両面性にあるのだとされている。確かにまず、「体化労働パラダイム」に基づくと見うる「抽象的人間労働」の規定として、『資本論』冒頭商品章第 2 節では以下のように論じられている。

すべての労働は、一面では、生理学的意味での人間の労働力の支出であって、この同等な人間労働または抽象的人間労働という属性においてそれは商品価値を形成するのである。すべての労働は、他面では、特殊な、目的を規定された形態での人間の労働力の支出であって、この具体的有用労働という属性においてそれは使用価値を生産するのである（Marx[44]S.61., 訳 (1)91 頁）。

引用の前半部分において、「体化労働パラダイム」に基づく「抽象的人間労働」の把握がなされていると見ることができ、全体としては、「生理学的意味での人間の労働力の支出（抽象的人間労働）」、「価値」、「目的を規定された形態での人間の労働力の支出（具体的有用労働）」、「使用価値」というかたちで、明快な対応関係が付けられているといえる<sup>46)</sup>。また、冒頭商品章第 4 節で

---

史的カテゴリー」なのかという区分が、二義的な位置付けを与られていると解されるが、論理的な問題としてこれを捉える限り、この位置付けは妥当であると思われる。たとえば有江大介（有江 [2]）においても以下のかたちで論点整理が行なわれている。

「論争点は、「価値実体」としての「抽象的人間的労働」の抽象性を、かの“生理学的規定”という人間労働の無差別なエネルギー支出に見るのか、“社会的実体”としての規定における「価値」の社会的関係規定性に見るのか、という論点に帰着させることができる」（有江 [2]35 頁）。さらにこの部分に付された注記には次のように記されている。

「この論点と錯綜しながら「抽象的人間的労働」が歴史的範疇か否かという論争点があるが、より基礎的な問題は本文に記された論点である」（有江 [2]43 頁、注 29）。このことを正木八郎の用語に倣って言い換えるならば、「実体概念の成立圏域」（正木 [20]23 頁）を生産部面に求めるのか、それとも流通部面に求めるのかという問題として捉えられるということである。

46) 「生理学的支出」として「抽象的人間労働」を捉えることの誤りを指摘する際に、『資本論』第 1 部第 1 篇第 5 章第 1 節「労働過程」の言説が引き合いに出されることがある（たとえば正木 [18]312-4 頁、白須 [14]83-5 頁など）。マルクスはそこで次のように述べている。

「労働は、まず第一に人間と自然との間の一過程である。この過程で人間は自分と自然との物質代謝を自分自身の行為によって媒介し、規制し、制御するのである。人間は、自然素材にたいして彼自身一つの自然力として相対する。彼は、自然素材を、彼自身の生活のために使用されうる形態で獲得するために、彼の肉体にそなわる自然力、腕や脚、頭や手を動かす」



「商品の神秘的な性格」(Marx[44]S.85., 訳(1)134頁)を説明する際に言及される,「価値規定の内容」(Marx[44]S.85., 訳(1)134頁)を説明した箇所では次のようにも述べられている。

いろいろな有用労働または生産活動がどんなに違っていようとも,それらが人間有機体の諸機能だということ,また,このような機能は,その内容や形態がどうであろうと,どれも本質的には人間の脳や神経や筋肉や感覚器官などの支出だということは,生理学上の真理.....(Marx[44]S.85., 訳(1)134頁)

ここでは,「抽象的人間労働」という用語は明示的に用いられてはいないものの,それぞれの「有用労働または生産活動」が有する差異性の対として,「生理学上の真理」である エネルギー支出としての同一性が論じられている。先の引用部分とも合わせて考えるならば,ここで述べられていることは事実上,「生理学的意味」での「抽象的人間労働」のこととして解することができるのであり,確かにマルクスには,「生理学的支出」として「抽象的人間労働」を捉え,そうした「人間労働力の支出」が価値の実体をなすとともに,その量は「労働の継続時間」(Marx[44]S.53., 訳(1)78頁)によって規定されるという視角が存在するとひとまずいえそうである。向井においては,この側面が,マルクスに残存する「価値論の古いパラダイム」として捉えられることになる。

では他方,マルクスが提示したマルクス固有の「新しい答」(向井[25]97頁)とはいかなるものだろうか。それはすなわち,「社会関係パラダイム」に基づいて「抽象的人間労働」を捉えるということになるのであるが,たとえばマルクスの次の言説には,この「パラダイム」が表現されているのだとされる<sup>47)</sup>。

人間が彼らの労働生産物を互いに価値として関係させるのは,これらの物が彼らにとって

---

(Marx[44]S.192., 訳(1)312頁)。

この部分は全体としては使用価値を生産する「具体的有用労働」についての文言と解することができるだろう。しかしその中に,「彼の肉体にそなわる自然力.....を動かす」という文言も見られるのであり,「抽象的人間労働」を「生理学的支出」として把握しない論者においては,この文言が,「具体的有用労働」を論ずべき箇所で現われた「抽象的人間労働(「生理学的支出」としての)」の規定と解される場合がある。

しかし「具体的有用労働」と「抽象的人間労働」は,実際には一方が他方に包含されるといった関係にあるわけではなく,あくまでも同一労働の二重性を意味するとすれば,「具体的有用労働」に包含されてしまう「生理学的支出」として「抽象的人間労働」を把握することは,「根本的な不整合」(白須[14]83頁)に直面してしまうのだとされる。

つまり,「生理学的支出」として「抽象的人間労働」を把握することは誤りとされるのであるが,本文の引用部分において「具体的有用労働」が,「目的を規定された形態での人間の労働力の支出」と説明されている点には留意したい。単なる「人間の労働力の支出」というのではなく,「目的を規定された形態での人間の労働力の支出」という規定が,「自然素材を,彼自身の生活のために使用されうる形態で獲得するために,彼の肉体にそなわる自然力,腕や脚,頭や手を動かす」という部分に対応していると考えられるのである。

言い換えれば,『資本論』第5章第1節の件の引用部分では,「生理学的支出」として捉えられる「抽象的人間労働」のことではなく,あくまでも「具体的有用労働」についての説明が行なわれていると考えられる。このためこの部分は,仮に「生理学的支出」として「抽象的人間労働」を把握する場合においても,そこに「根本的な不整合」が生じるということにはならないであろうと考えられる。

<sup>47)</sup> 向井[25]91頁を参照。

は一樣な人間労働の単に物的な外皮として認められるからではない。逆である。彼らは、彼らの異種の諸生産物を互いに交換において価値として等置することによって、彼らのいろいろに違った労働を互いに人間労働として等置するのである彼らはそれを知ってはいないが、しかしそれを行なうのである（Marx[44]S.88., 訳(1)138頁）。

ここでは、様々な労働生産物は、「交換において価値として等置」されることによって、「人間労働として等置」されることがいわれている。各労働生産物が「一樣な人間労働」であることを人間は「知ってはいないが」、それらを交換関係に置くことによって、結果としてそれら労働生産物を「人間労働として等置する」のだとされている。言い換えれば、価値の実体を交換関係から独立に把握することはできないが、ひとたび労働生産物が交換関係に置かれるならば、それは「人間労働」であることが分かるということがここでは述べられていると見ることができるだろう。また、向井[25]で取り上げられているフランス語版『資本論』からは、以下の言説を引き出すこともできる。

相互に全くちがっている労働の同等性は、それらの労働の現実の非同等性を無視する場合、すなわち、それらを人間労働力の支出としての、人間労働一般としての共通な性格に還元するばあいに、はじめて成立しうるのであって、ただ交換だけが、この上なく多様な労働生産物を同等の立場で相互に対面させることによって、こうした還元を行なうのである（Marx[42] 訳 49頁）。

ここでも、「人間労働一般としての共通な性格」への還元は、「ただ交換だけが」行なうことができるのだとされている。諸労働生産物を交換関係に置かなければ、「人間労働一般」への還元が行なわれないとするならば、交換関係から独立して、物的技術的に規定しうる「生理学的支出」として「抽象的人間労働」を捉えることはできるものではない、とここから考えることはできなくはないだろう<sup>48)</sup>。つまり「社会関係説」において、価値実体たる「抽象的人間労働」は、諸労働生産物が交換関係に置かれ、それらが商品形態を受け取る社会関係の中でのみ出現する「社会的実体」なのであって、交換関係から引き離された諸労働生産物にも見出せるような概念ではない、と考えられることになる<sup>49)</sup>。

以上の断片から速断することは必ずしもできることではないかもしれないが、確かにマルクスの言説のうちには、「体化労働パラダイム」と「社会関係パラダイム」として区分されうる視角が並存しているといえそうである<sup>50)</sup>。「貨幣的価値論」(たとえば向井[26]105頁)を掲げる向井自身においては、価値の実体として「抽象的人間労働」が考えられているわけではない。しかし価値実体

<sup>48)</sup> また、『経済学批判』における次の文言も、「社会関係パラダイム」を示すものとして挙げることができるだろう。

「一つの使用価値が交換価値として他の使用価値に関係するかぎりだけで、いろいろな人間の労働は同等な一般的な労働として互いに関係させられる」(Marx[41]S.21., 訳 33頁)

<sup>49)</sup> 廣松渉の次の文言には、「社会関係説」として「抽象的人間労働」を把握する視角が端的に表現されているといえるだろう。

「抽象的人間的労働というのは、……労働の現場的過程の所与事実をそれ自体として分析・抽象しても決して析出されうるものではなく、根源的に、一定の社会的関係からの非媒介的な反照規定なのである」(廣松[17]155頁)

<sup>50)</sup> ただし、マルクス自身がこの両「パラダイム」を仮に自覚していたとしても、両者の並存が

を把握する方法としては、マルクスが提示したとする「新しい答」、つまり「社会関係パラダイム」が是とされる<sup>51)</sup>。

このように「社会関係説」と向井説とは近い関係にあると考えられるが<sup>52)</sup>、「社会関係説」にもまた、看過しえない決定的な難点があるのだという。それがすなわち、「貨幣の捨象 貨幣の商品世界への還元」にほかならないのだとされる。交換関係を通じてのみ価値実体が把握されることを明らかにしたという点で、「社会関係説」は「体化労働説」を凌駕しているのだと向井は考える<sup>53)</sup>。しかし、マルクスのみならず、「社会関係説」を採る諸論者が、価値実体を把握する際の肝心な契機をなす交換関係として、二商品の等置関係を挙げている点には問題が残されるのだという<sup>54)</sup>。「資本主義的生産様式が支配的に行なわれている社会」(Marx[44]S.49., 訳(1)71頁)を

---

不可能であるとは必ずしも考えなかったのではないかと思われる。

『資本論』での叙述の順序という問題は残されるであろうが、「社会関係パラダイム」に基づき、諸労働生産物の交換関係から「抽象的人間労働」を把握するとしても、ではそれは結局何なのかと問われれば、マルクス価値論を構成する要素に鑑みて、「体化労働パラダイム」に基づく人間労働力の「生理学的支出」と応じうるからである。

しかし、このように「社会関係パラダイム」に基づいて把握される「抽象的人間労働」の内実を、一見説明するかに見える「体化労働パラダイム」こそが、マルクスが知らず知らずのうちに陥っていた普遍主義にほかならず、今日それは払拭されなければならないという点が、正木 [20, 21], 向井 [24, 25, 26, 27], 片岡 [11, 12, 13] といった一連の論考において、内外の研究成果を踏まえつつ考察されている。

51) 「結論からいえば、われわれはこの問題についての従来分類でいえば歴史説(社会関係説)の立場に立つものであり、とりわけそのなかでも1970年代以降わが国と欧米諸国において奇しくも軌を一にして登場した価値概念の関係主義的把握(社会関係パラダイム)に基づくマルクス価値論の再構成の試み わが国での廣松渉、高橋洋児、正木八郎らに代表される物象化論的価値論と欧米諸国でのいわゆるルービン派を中心とする抽象的労働価値論(abstract-labor theory of value) と方法的立場を共有するものである」(向井 [24]51頁)。

52) ただし向井においては、「社会関係説」の代表的論者としてルービンと廣松の議論が取り上げられ(向井 [25]77-94頁を参照)、両者がいずれも「体化労働パラダイム」に基づくマルクス価値論と、「社会関係パラダイム」に基づくマルクス価値論との接合を企図しているとして、次のように難じられている。

「いまやわれわれは、ルービンや廣松に対して次のようにいわねばならない。すなわち、マルクス価値論における価値の質的規定と量的規定とを同一の理論体系のなかで両立させることは不可能であるし、またその必要もない、と。ここでわれわれが両者の両立が不可能であるというのは、両者が全く異なる理論的パラダイムに由来するものにほかならないからであり、またその必要もないというのは、われわれにとっては価値の量規定、すなわち「労働時間による価値量の計測」は、「単なる理論的仮構としての仮説的フィクション」にすぎないからである」(向井 [25]94頁)。

53) 「体化労働説」に対する向井の批判は手厳しい。

「市場の外部で、交換に先立って人間と自然との間で営まれた人間労働が、商品体に「凝固」し、市場の内部に「現象」することによってすべての諸商品と時空を超えて「関係する」などというSF的世界を信じるものだけが、なお労働価値論について語り続けることができるのである」(向井 [26]107頁)。

労働価値論云々という点をひとまず措けば、ここでいわれていることは、交換に先立って事物に、価値形態として現象する 実体 が内在すると考える、ありうべき全ての見解に対して向けられていると見ることができる。確かに、「社会関係説」において強調されるように、商品価値は交換関係に置かれることではじめて知覚されるであろうと考えられる。問題は、交換関係において知覚される価値を、事物に内在する何らかの 実体 の現象形態として理解するか否かという点に存するという点になるであろう。

54) 「貨幣的価値論」を掲げる向井において、価値は次のように論じられている。「社会関係説」

考察対象にする『資本論』において、果たして交換はどのような形式で行なわれるのかと向井は問い、次のように述べる。

われわれが考察の対象とする「商品交換」とは、歴史上の様々な「個々の交換行為」ではなく、「多かれ少なかれ社会の全表面」を形成する「交換の総体」 貨幣を媒介とする全面的商品交換 である。したがってここでの「商品の分析」に際しては 交換関係（交換比率）の分析であれ価値形態（価値表現）の分析であれ、つねに貨幣の存在が、いいかえれば価格としての商品の価値表現が、すでに前提されていなければならないのである（向井 [25]103 頁）

ここで向井によって指摘されていることの妥当性には、異論の余地がない。確かに資本主義社会において、交換関係を貨幣の存在と切り離して考察することはできるものではない。仮に「リンネル 20 ヤール = 1 着の上着」という関係が資本主義社会において得られるとしても、その背後には、リンネル 20 ヤールと 1 着の上着とが同じ価格を有しているという前提があるからこそ、「リンネル 20 ヤール = 1 着の上着」という関係を導き出すことができる。その意味で貨幣、すなわち「価格としての商品の価値表現」は前提されているといえる。そしてまた、向井において、「価値形態論の本来の課題」(向井 [26]95 頁) は次のように表現されているが、この点にも首肯することができる。

発展した商品流通を前提するかぎり、諸商品はただ貨幣による統一的な価値表現によってしたがって貨幣価格という「同名の、通約可能な大きさ」を与えられることによって「はじめて量的に比較されうようになる」とすれば、そのことはまた、市場の内部に

---

の視点を推し進め、価値の実体を、個々の商品に内在する属性として捉えることはできないとした上で、向井は次のように述べる。

「むしろそれは、市場の内部でのみ したがって商品と貨幣との関係においてのみ出現可能な一種の空間的な概念と見なされなければならない。すなわち、「それなしでは等価関係が確立されない通約可能性の空間」、一言でいえば価値空間として。まさにその意味で価値は純粋に关系的な概念であり、またのちにも見るように貨幣はこのような価値空間の個体化にほかならないというべきである」(向井 [26]105 頁)

ここでは二つの事柄が論じられている。まず一つは、価値実体は市場の内部でのみ出現可能であるということ、つまり「商品と貨幣との関係においてのみ」把握しうるものであるということが述べられている。そしてそれは、「一種の空間的な概念と見なされなければならない」ということから、実体 = 空間 とされ、「純粋に关系的な概念」として価値実体が論じられている。

もう一つは、貨幣が「価値空間の固体化」であるということが述べられている。実体 = 空間 という図式が一目の論点で与えられているので、ここでいわれていることは要するに、貨幣は価値実体の固体化である ということになるだろう。

これら二つの論点のうち、後者の議論そのものについてはひとまず異論はない。しかし前者の議論、すなわち 実体とは空間である という価値実体論が何を含意しているのかという点については、以下本文で考察していく必要があるだろう。

なお、たとえば正木 [21]42-57 頁においては、マルクスの思索の進行によって、個人的労働と不可分の関係をもたされることになった「抽象的人間労働」ではなく、「経済学批判要綱(1961-63 年草稿)」において、「出来上がった結果」(正木 [21]52 頁)として論じられている「社会的労働」こそが、今日省みられるべきマルクスの価値実体論なのだとされている。つまり価値とは、交換を惹起する契機なのではなく、商品-貨幣という交換関係のなかで形成される「結果」として捉えられており、向井説と相通ずる視角を見出すことができる。

存在するすべての商品を通約可能なものとし、それによって全面的商品交換を可能にする唯一の存在である「貨幣の秘密を発見する」ことにほかならないであろう（向井 [26]95 頁）。

ここでも、「発展した商品流通」においては、諸商品は価格によって通約されるということが述べられている。そして、諸商品を通約可能にする「唯一の存在である」ところの「貨幣の秘密を発見する」ことが、価値形態論の課題とされている。そうであればこそ、本章で最後に見ておくべき問題は、向井において、「貨幣の秘密」がどのように捉えられているのかということになるだろう。見てきたように、向井においては貨幣生成論として価値形態論を捉えることは拒否されていた。

われわれにとって「貨幣の秘密」とは、「一般に商品の価値が特殊の一使用価値 金の一定量という形態で表現されること」、したがってまた「この場合金の使用価値……がそのまま一般に価値として妥当すること」のなかに、存在するのではない。むしろそれは、すでに見たような発展した商品流通を特徴づける商品・貨幣関係の相互に不可分で非対称的な存立構造のなかにこそ、求められなければならない。すなわち、市場に存在するすべての商品は自分以外の「なにかあるもの」に直接的交換可能性の形態を 要するに貨幣形態を与えることによってしか自らの社会的同等性としての価値を表現することができないという、商品の価値表現に固有の非対称性のなかに、である（向井 [26]129 頁）。

われわれはいまや、マルクスの貨幣商品説に逆らって、発展した商品流通における貨幣を、なによりもまず、市場の内部に存在するすべての商品の統一的価値表現の材料として機能することによって全面的商品交換を可能にする純粋に関係的な存在体として、定義しなければならない。すなわち、今日の貨幣がそうであるように、「なんら固有の内容をもたない地金でも紙でもプラスチックでも帳簿記入でもない」「純粋な形態」として（向井 [26]128 頁）。

要するにここでは、「貨幣の秘密」を明らかにしたいのであれば、「すでに一七世紀の最後の数十年間に貨幣分析の端緒はかなり進んでいて、貨幣は商品だということが知られていた」（Marx[44]S.107., 訳 (1)168 頁）という観点から、いったん離れることの必要性が説かれていると見うる。諸商品が「自分以外の「なにかあるもの」に直接的交換可能性の形態」を与えることによって成立する、商品-貨幣という「相互に不可分で非対称的な存立構造」こそが「貨幣の秘密」なのだとされ、そのように考えるならば、貨幣は何らかの労働生産物商品である必要はなく、「純粋に関係的な存在体」として定義されることになるのだとされている。

こうした言説からは、現代貨幣にも通底する「貨幣の秘密」が、「純粋に関係的な存在体」という表現で提示されていると見ることができるであろう。そしてそうであればこそ、貨幣は実質的な使用価値を具えた商品である と考える商品貨幣説は、向井においては許容しうるものではなくなる。なぜなら、「純粋に関係的な存在体」という貨幣の定義からは、貨幣が労働生産物商品として限定される必然性は全くなく、「固有の価値も使用価値も全くもたない場合ですら」（向井 [26]129 頁）、「直接的交換可能性の形態」が与えられ、諸商品の彼岸に位置付けられれば、それがすなわち貨幣 ということになるであろうからである。翻って、貨幣生成の 内生説 から導出される貨幣

が商品貨幣であらざるをえず、現代貨幣とのズレのみが目につくという状況に鑑みるならば、「貨幣以前の商品交換という理論的寓話の世界」(向井 [26]116 頁)という、商品貨幣説に向けられる揶揄も故無きこととはいえない。

しかしそうであるとしても、やはり問題は、貨幣が「純粋に关系的な存在体」として捉えられ、「商品の価値表現の「反射規定」としてのみ」(向井 [26]129 頁)、「市場に存在するすべての商品にとっての「価値の化身」「価値体」(Wertkörper) われわれの言葉でいえば価値空間の個体化として、機能し続けることが可能となるのである」(向井 [26]129-30 頁)と論じられるとき、向井自身においてもそう記されている「商品の価値表現」が、何を意味しているのかという点に存するように思われる。

確かに、現実の商品世界においては、貨幣なくして商品なしであり、商品の「価値対象性(Wertgegenständlichkeit)」(Marx[44]S.62., 訳(1)93 頁)は、現実には価格として知覚されるよりほかない。このため、商品流通が発達した現前の資本主義社会が考察の対象とされる以上、貨幣は前提されていなければならない。向井説を極端につづめれば、このように表現できると思われる。しかし仮に貨幣が前提されるとしても、そのことによって、商品交換に先立って事物に内在する内なるものの不在が論じられたことにはならないであろうとも考えられる。向井においては、現実の商品流通が念頭に置かれ、商品-貨幣という非対称的な関係が与件として前提される。そしてそうした関係において、「商品の価値表現」が行なわれると考えられているのであるが、表現という以上、それは、商品形態を受け取る諸事物の側の何らかの属性が表わされていると見るのが相応しいであろう。

注 54) での引用に見られるように、向井において価値の実体とは、「純粋に关系的な概念」、「一種の空間的な概念」として把握されている。そして貨幣は、「純粋に关系的な存在体」、「価値空間の個体化」として把握されている。つまり、「純粋に关系的な概念」である価値の実体は、貨幣として具現化すると捉えられているといえるのであり、「価値空間の個体化」というのもこのことを意味しているのだと考えられる。しかし見てきたように、向井においては、貨幣を度外視した「価値空間」は想定しようがなく、価値の実体も「商品と貨幣との関係においてのみ」出現するのだとされていた。これは言い換えれば、まず「価値空間」(価値の実体)が在って、それが貨幣において「個体化」というかたちでの価値実体と貨幣との関連ではなく、「価値空間の個体化」(貨幣)というものがまず在り、それが「価値空間」(価値の実体)を創り出すというかたちでの貨幣と価値実体との関連といえるだろう。そしてこのように見る場合には、貨幣は前提されているのであり、前提されていることの帰結として、なぜ貨幣が商品世界にあって諸商品の彼岸に位置するのかという問題は、考察の埒外に置かれる構成になっているともいえる。

しかしそうでありながら、それと同時に、向井においては、「市場に存在するすべての商品は自分以外の「なにかあるもの」に直接的交換可能性の形態を 要するに貨幣形態を 与える」、そしてそのことによって、商品は「自らの社会的同等性としての価値を表現する」とも考えられているのであって、このように述べられるときには、たとえ商品と貨幣は「同時に定義されなければならない」にしても、貨幣が貨幣たる所以は、もうそれ以上遡求することができないものとして前提されているのではなく、商品形態を受け取る事物の側にその契機が求められていると見ることも

できる。そしてそうであるとすれば、商品形態を受け取る事物に内在し、価値として現象する属性は、向井においても必ずしも否定されているわけではないと解することもできなくはない。つまり、「相互に不可分の非対称的な両極」である商品と貨幣との同時的定義と、商品形態を受け取る事物に内在する 内なるもの の否定とは、必ずしも同値のことを意味するわけではないであろうと思われるのである。

そこでさらに考えてみると、ここで問題となっている事物とは、事物一般ではなく、あくまでも主体に帰属する事物であることに想到する。孤島で暮らしているロビンソン・クルーソーに帰属する事物、「農奴と領主、臣下と君主、俗人と聖職者」(Marx[44]S.91., 訳(1)143頁)といった、「人的従属関係」(Marx[44]S.91., 訳(1)143頁)に基づいて暮らしている主体に帰属する事物、家族を構成している主体に帰属する事物、生産手段を共有している主体に帰属する事物、等々。そして諸事物が交換関係に置かれる場合には、こうした普遍的な 主体に帰属する という属性が、価格として現象し、貨幣との関係において「価値対象性」として知覚されるようになると考えてみれば、この点に、商品流通が発達した一社会、要するに資本主義社会の特殊歴史性が存するといえることにもなるだろう。つまり事物には、交換に先立って、価値として現象する属性が具わっていると考えることもできるのである。

貨幣生成の 内生説 は、この点、すなわち、価値として現象する事物に内在する属性を起点にして、そのことによって導出される貨幣は商品貨幣であるにしても、なぜ貨幣が商品世界にあって諸商品の彼岸に位置するのかという問題を論じたものとして解することができる<sup>55)</sup>。しかし現実の

55) その意味からすればマルクスの貨幣生成論は、以下の引用文に示されている観点からの回答と見ることもできるだろう。

「人間の神の本質は人間の思惟および人間の思念と全く同じものなのである。人間の神は人間がもっているだけの価値をもっており、そしてそれ以上の価値をもたない。神の意識は人間の自己意識であり、神の認識は人間の自己認識である。君は人間の神から人間を認識し、そしてまた人間から人間の神を認識する。人間と人間の神とは一つである。人間にとって神であるものは人間の精神・人間の魂であり、人間の精神・人間の魂・人間の心情であるものは人間の神である。神は人間の内面があらわになったものであり、人間の自己がいろいろあらわされたものである」(Feuerbach[45]S.49., 訳 67 頁)。

「われわれの課題はまさに、神的なものと人間的なものとの対立は幻想的な対立であること、すなわちこの対立は人間の本質と人間の個体との間の対立以外の何ものでもないこと、したがってまたキリスト教の対象と内容とは全く人間的なものであることを、証明することにあるのである」(Feuerbach[45]S.50., 訳 69 頁)。

「宗教の批判はあらゆる批判の前提なのである」(Marx[39]S.378., 訳 71 頁)と考えた若き日のマルクスは、たとえば上記引用文に示されているフョエルバッハ(Ludwig Feuerbach)の宗教観を、「宗教の本質を人間の本質へと解消する」(Marx[36]S.6., 訳 237 頁)ものであると理解し、「ドイツにとって宗教の批判は本質的にはもう果たされている」(Marx[39]S.378., 訳 71 頁)と考えたのであった。しかしながら、フョエルバッハにおいては人間が抽象的な「人間なるもの」(Marx[38]S.16-7., 訳 16-7 頁)として捉えられており、この点には問題が残されるとして、人間は「現実的で歴史的な人間」(Marx[38]S.16-7., 訳 16-7 頁)として捉えなければならないとした。そして、「現実的で歴史的な人間」の本質とは、「その現実のあり方においては、社会的諸関係の総体」(Marx[36]S.6., 訳 237 頁)なのであり、「人間の本質とは、個々の個人の内部に宿る抽象物なのではない」(Marx[36]S.6., 訳 237 頁)と書き留めることになる(「フョエルバッハに関するテーゼ」)。

こうした見方が後に、「人間の意識が彼らの存在を規定するのではなく、逆に彼らの社会的存在が彼らの意識を規定するのである」(Marx[41]S.9., 訳 15-6 頁)という言説となって公表

資本主義社会においては、貨幣は商品貨幣であったこともあるが、少なくとも現在は商品貨幣ではない。そうである以上、さらに考察すべき問題は、要するに貨幣とは何なのかということになるであろう。

## 参考文献

- [1] 明石博行「商品に表わされる労働の二重性」, 種瀬茂編著『資本論の研究』, 青木書店, 1986年, 所収。
- [2] 有江大介「マルクスにおける「抽象的人間的労働」の概念」, 『経済学研究』第23号, 東京大学経済学研究会, 1980年。
- [3] 宇野弘蔵『経済原論』, 岩波全書, 1964年。
- [4] 宇野弘蔵・向坂逸郎編『資本論研究』, 至誠堂, 1958年。
- [5] 海老塚明「貨幣と経済学批判 ベネティ, カルトリエによる経済学批判のプロブレマティーク」, 『一橋論叢』第91巻第5号, 一橋大学一橋学会, 1984年。
- [6] 岡田裕之『貨幣の形成と進化』, 法政大学出版局, 1998年。
- [7] 岡部洋實「貨幣「制度」生成の論理」, 河村哲二編著『制度と組織の経済学』, 日本評論社, 1996年。
- [8] 岡部洋實「貨幣生成論への視座(1) 山口重克氏の批判に答える」, 『経済学研究』第49巻第4号, 北海道大学経済学部, 2000年。
- [9] 岡部洋實「貨幣生成論への視座(2) 山口重克氏の批判に答える」, 『経済学研究』第50巻第4号, 北海道大学大学院経済学研究科, 2001年。
- [10] 奥山忠信『貨幣理論の形成と展開』, 社会評論社, 1990年。
- [11] 片岡浩二「貨幣生成論の批判的検討」, 『経済学雑誌』第95巻第3・4号, 大阪市立大学経済学会, 1994年。

---

されたと見ることもできるかもしれないが、しかしこれは、必ずしも一対一に対応するというわけではないであろう。

「歴史的な行程を無視」(Marx[36]S.6., 訳 237 頁) し、「現実的で歴史的な人間」ではなく「人間なるもの」を考察してしまったがために、フォイエルバッハにおいては、人間の「本質はただ「類」として、多くの個人たちを自然的に結び付けている、内なる、物言わぬ普遍性として、捉えられうるにすぎない」(Marx[36]S.6., 訳 237 頁) とマルクスは考えた。しかしこうした評価から直ちに、「人間の本質とは、個々の個人の内部に宿る抽象物なのではない」という結論は引き出すことはできないであろう。

「物言わぬ普遍性」かどうかはひとまず措くにしても、「個々の個人の内部に宿る」「人間なるもの」が、個々人が置かれる「社会的諸関係」に規定されたかたちで発現すると考える場合にも、「彼らの社会的存在が彼らの意識を規定する」ということはできるであろうからである。このため、個々人の内なる「人間なるもの」を拒絶したのだと解されるマルクスの書付については、釈然としない点が残されるのではあるが、とにかくマルクスは、「天国の批判」(Marx[39]S.379., 訳 73 頁) ではなく「地上の批判」(Marx[39]S.379., 訳 73 頁) へと傾斜していくことによって、「すべてのものを買うという属性を持ち、すべての対象を我がものにするという属性」(Marx[37]S.563., 訳 179 頁) を持って「全能な存在として通用する」(Marx[37]S.563., 訳 179 頁), いわば地上の神として君臨する貨幣を見出すことになる。



- [12] 片岡浩二「純粹な流通形態の位相　貨幣の存在論(2)」,『大阪市大論集』第83・84号,大阪市立大学大学院経済学研究会,1996年。
- [13] 片岡浩二「分権的な経済と貨幣　貨幣の存在論(3)」,『大阪市大論集』第89号,大阪市立大学大学院経済学研究会,1997年。
- [14] 白須五男「抽象的人間労働の論理構造」,『商学論纂』第27巻第1号,中央大学商学研究会,1985年。
- [15] 鈴木鴻一郎編『経済学原理論 上』,経済学体系2.,東京大学出版会,1960年。
- [16] 日高普『経済原論』,有斐閣選書,1983年。
- [17] 廣松渉『資本論の哲学』,勁草書房,1987年。
- [18] 「商品論と抽象的人間労働」,『現代思想』第3巻第13号,青土社,1975年,所収。
- [19] 正木八郎「抽象的人間労働　経済学批判のための「決定的な跳躍点」」,佐藤金三郎ほか編『資本論を学ぶ I』,有斐閣選書,1977年。
- [20] 正木八郎「マルクス価値論の再検討(1)　実体概念の転回に向けて」,『経済学雑誌』第90巻第1号,大阪市立大学経済学会,1989年。
- [21] 正木八郎「マルクス価値論の再検討(2)　実体概念の転回に向けて」,『経済学雑誌』第90巻第2号,大阪市立大学経済学会,1989年。
- [22] 正木八郎「マルクスの貨幣商品説再考」,『経済学雑誌』第93巻第2号,大阪市立大学経済学会,1992年。
- [23] 正木八郎「マルクス商品・貨幣論研究の現段階」,『経済学史学会年報』第35号,経済学史学会,1997年。
- [24] 向井公敏「抽象的人間労働の存在論　マルクス価値論のプロブレマティーク(1)」,『同志社商学』第42巻第2号,同志社大学商学会,1990年。
- [25] 向井公敏「ルービン以後のマルクス　マルクス価値論のプロブレマティーク(2)」,『同志社商学』第44巻第3号,同志社大学商学会,1992年。
- [26] 向井公俊「貨幣の現象学(上)　マルクス価値論のプロブレマティーク(3)」,『同志社商学』第46巻第5・6号,同志社大学商学会,1995年。
- [27] 向井公俊「貨幣の現象学(下)　マルクス価値論のプロブレマティーク(3)」,『同志社商学』第48巻第3号,同志社大学商学会,1996年。
- [28] 山口重克『金融機構の理論』,東京大学出版会,1984年。
- [29] 山口重克『経済原論講義』,東京大学出版会,1985年。
- [30] 山口重克「貨幣生成論にたいする批判の検討」,『政経論叢』第109号,国土館大学政経学会,1999年。
- [31] 山口重克『金融機構の理論の諸問題』,御茶の水書房,2000年。
- [32] Adam Smith. *An inquiry into the nature and causes of the wealth of nations*. in *The Glasgow edition of the works and correspondence of Adam Smith, vol.II*, edited by R. H. Campbell, A. S. Skinner and W. B. Todd, Oxford, 1976., 水田洋監訳・杉山忠平訳『国富論』第1-2分冊,岩波文庫,2000年(なお,引用に際して第1分冊の15頁を挙げる場合には

- 「訳(1)15頁」と表記した。また、必要に応じて大河内一男監訳『国富論 I』(中公文庫, 1978年), 大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』第1分冊(岩波文庫, 1959年)も参照した。このため、引用文は水田・杉山訳に依らない場合もある。
- [33] Carl Menger. *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre zweite auflage*, Hölder-Pichler-Tempsky A. G. Wien/G. Freytag G. M. B. H./Leipzig, 1923., 八木紀一郎・中村友太郎・中島芳郎訳『一般理論経済学』, みすず書房, 1984年。
- [34] Georg Friedrich Knapp. *Staatliche Theorie des Geldes*. Vierte, durchgesehene Auflage, Verlag von Duncker & Humblot, 1923., 宮田喜代蔵訳『貨幣国定学説』, 有明書房, 1988年(ただし、引用に際しては *The State Theory of Money*. abridged edition, translated by H. M. Lucas and J. Bonar, Macmillan and Co., Limited, 1924. も参照し、必ずしも訳文によらなかった部分もある)。
- [35] Isaak Ilich Rubin. 竹永進訳『マルクス価値論概説』, 法政大学出版局, 1993年。
- [36] Karl Marx. “*Thesen über Feuerbach*”. in *Marx-Engels Werke, Band 3*, Dietz Verlag, Berlin, 1958., 「フョイエルバッハに関するテーゼ」, 廣松渉編訳・小林昌人補訳『ドイツ・イデオロギー』, 岩波文庫, 2002年, 所収。
- [37] Karl Marx. “*Ökonomisch-Philosophische Manuskripte von 1844 aus dem Jahre 1844*”. in *Marx-Engels Werke, Ergänzungsband, 1. Teil*, Dietz Verlag, Berlin, 1968., 城塚登・田中吉六訳『経済学・哲学草稿』, 岩波文庫, 1964年。
- [38] Karl Marx. “*Die Deutsche Ideologie*”. herausgegeben von Wataru Hiromatsu, Kawadeshobo-shinsha Verlag, 1974., 廣松渉編訳『ドイツ・イデオロギー』, 河出書房新社, 1974年。
- [39] Karl Marx. “*Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie. Einleitung*”. in *Marx-Engels Werke, Band 1*, Dietz Verlag, Berlin, 1976., 「ヘーゲル法哲学批判序説」, 城塚登訳『ユダヤ人問題によせてヘーゲル法哲学批判序説』岩波文庫, 1974年, 所収。
- [40] Karl Marx. *Ökonomische Manuskripte 1857/58 Teil 1*. in *Karl Marx, Friedrich Engels: Gesamtausgabe(MEGA), Band 1*, Dietz Verlag Berlin, 1976., 資本論草稿集翻訳委員会訳『資本論草稿集(1)』(『1857-58年の経済学草稿 I』), 大月書店, 1981年。
- [41] Karl Marx. *Zur Kritik der Politischen Ökonomie*. in *Marx-Engels Werke, Band 13*, Dietz Verlag, Berlin, 1961., 杉本俊朗訳『経済学批判』, 国民文庫, 1966年。
- [42] Karl Marx. 江夏美千穂・上杉聡彦訳『フランス語版資本論 上巻』, 法政大学出版局, 1979年。
- [43] Karl Marx. *Das Kapital*. Erster Auflage. in *Karl Marx, Friedrich Engels: Gesamtausgabe(MEGA), Band 5*, Dietz Verlag Berlin, 1983., 岡崎次郎訳『資本論第一巻初版』, 国民文庫, 1976年。
- [44] Karl Marx. *Das Kapital*. in *Marx-Engels Werke, Band 23*, Dietz Verlag, Berlin, 1962., 岡崎次郎訳『資本論』第1-3分冊, 国民文庫, 1972年(なお、引用に際して第1分冊の5頁を挙げる場合には「訳(1)5頁」と表記した)。
- [45] Ludwig Feuerbach. *Das Wesen des Christenthums*. vierte auflage, in *Feuerbach's*

*sämtliche Werke VII*, Verlag von Otto Wigand, 1883., 船山信一訳『キリスト教の本質』(上), 岩波文庫, 1965年。

- [46] Michel Aglietta, André Orléan. 井上泰夫・斉藤日出治訳『貨幣の暴力』, 法政大学出版局, 1991年。